



発行 新潟県

第79号

令和8年10月9日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 791 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 792 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 793 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定辞退（障害福祉課）
- 794 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 795 保安林の指定予定（治山課）
- 796 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 797 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）

公 告

- 説明会・公聴会の開催（都市政策課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

監査委員公表

- 包括外部監査結果に基づく措置状況の公表（監査委員事務局）

告 示

◎新潟県告示第791号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和8年10月9日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	廃止年月日
公園前調剤薬局	五泉市村松甲2627－5	育成医療・更生医療	—	令和8年10月1日
ごせん薬局	五泉市太田459－3	育成医療・更生医療	—	令和8年10月1日
あたご調剤薬局	五泉市村松1288－8	育成医療・更生医療	—	令和8年10月1日

◎新潟県告示第792号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。

令和 8 年10月 9 日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	所在地	担当する自立支援医療 の種類	担当する医療 の種類	更新年月日
あさひ訪問看護リハビリステーション	三条市西本成寺 1 丁目 36 番 25 号	育成医療・更生医療	—	令和 8 年10月 1 日
大手薬局長岡店	長岡市今朝白 1 丁目 7 ー 4	育成医療・更生医療	—	令和 8 年10月 1 日
くしはし薬局	糸魚川市田海 5392	育成医療・更生医療	—	令和 8 年10月 1 日
よつば調剤薬局	五泉市東本町 2 丁目 9 番 32 号	育成医療・更生医療	—	令和 8 年10月 1 日
にしむら薬局 つばめ店	燕市柳山 774 番地 1	育成医療・更生医療	—	令和 8 年10月 1 日
ココカラファイン薬局 村上西店	村上市緑町 5 丁目 7 番 26 号	育成医療・更生医療	—	令和 8 年10月 1 日

◎新潟県告示第793号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次の通り指定を辞退する旨の申出があった。

令和 8 年10月 9 日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	所在地	担当する自立支援医療 の種類	担当する医療 の種類	辞退年月日
クスリのアオキ三条北薬局	三条市東裏館三丁目 1 番 3 号	育成医療・更生医療	—	令和 8 年10月 1 日

◎新潟県告示第794号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 8 年10月 9 日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	所在地	担当する自立支援医療 の種類	担当する医療 の種類	指定年月日
公園前調剤薬局	五泉市村松甲 2627 ー 5	育成医療・更生医療	—	令和 8 年10月 1 日
ごせん薬局	五泉市太田 459 ー 3	育成医療・更生医療	—	令和 8 年10月 1 日
あたご調剤薬局	五泉市村松 1288 ー 8	育成医療・更生医療	—	令和 8 年10月 1 日
オリーブ薬局	上越市土橋 2595 番地	育成医療・更生医療	—	令和 8 年10月 1 日

◎新潟県告示第795号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 8 年10月 9 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市字池沢辰甲1018、字屋敷辰乙942

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第796号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

令和8年10月9日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規 変更 の別	認可年月日	根拠条文
阿賀野市 水野 一芳 ほか86名	千唐仁・嶋瀬	区画整理	新規	令和8年9月28日	第95条

◎新潟県告示第797号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営矢田地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年10月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年10月13日から令和8年11月10日まで

3 縦覧に供する場所

新潟県農地部農地計画課ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決

があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

公 告

説明会・公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、上越都市計画道路の変更の素案について、次のとおり説明会・公聴会を開催する。

令和 8 年 10 月 9 日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

1 素案の概要

別紙「上越都市計画道路の変更（新潟県決定）総括図」のとおり。

2 説明会

(1) 説明会の日時

令和 8 年 10 月 14 日（水）午後 7 時から

(2) 説明会の開催場所

上越市役所木田第一庁舎 4 階 402・403 会議室
（新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号）

3 公聴会

(1) 公聴会の日時

令和 8 年 11 月 10 日（火）午後 7 時から

(2) 公聴会の開催場所

上越市役所木田第一庁舎 4 階 402・403 会議室
（新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号）

(3) 素案の縦覧

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課、上越市都市整備部都市整備課において、令和 8 年 10 月 9 日（金）から令和 8 年 10 月 21 日（水）まで縦覧に供する。

(4) 公聴会に出席して意見を述べることができる者

上越市の住民及び利害関係人

(5) 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛ての書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

(6) 公述申出期限

令和 8 年 10 月 21 日（水）（当日消印有効）

(7) 公述申出先

ア 新潟県上越市本城町 5 丁目 6 番地（〒943-8551）

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-526-9516

イ 新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号（〒943-8601）

上越市都市整備部都市整備課

電話 025-520-5763

(8) 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大 10 名）を決定する。

(9) 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

(10) 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の20名になり次第終了する。

(11) 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

4 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1（〒950-8570）

新潟県土木部都市局都市政策課

電話 025-280-5429

元 3・4・40号 新道南北幹線 L=4,020m W=16m
変更 3・4・40号 新道南北幹線 L=4,030m 2車線 W=11~16m

元 3・3・4号 飯門田新田線 L=4,400m 4車線 W=22m
変更 3・3・4号 飯門田新田線 L=4,400m 4車線 W=22m

用途地種	色	備考
第一種低層住居専用地域	緑	第一種低層住居専用地域
第一種中層住居専用地域	黄緑	第一種中層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	黄	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	オレンジ	第二種中高層住居専用地域
工業専用地域	赤	工業専用地域
商業地域	紫	商業地域
業務地域	青	業務地域
公共用地	白	公共用地
その他	その他	その他

新潟県警察ネットワークシステム接続端末用ソフトウェアライセンスの調達

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和8年8月27日
- 6 落札者の氏名及び住所
リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 新潟支社 LA営業部
新潟県新潟市東区下木戸一丁目18番30号
- 7 落札価格
83,594,295円
- 8 入札公告日
令和8年7月3日
- 9 落札方式
最低価格

監査委員公表

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

令和7年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

令和8年10月9日

新潟県監査委員	井	上	智	美
新潟県監査委員	与	口	善	之
新潟県監査委員	小	泉		勝
新潟県監査委員	樺	澤		尚

令和7年度 包括外部監査結果に基づく措置内容

テーマ「県有施設（文化及びスポーツ関連施設等）の管理に関する財務事務の執行について」

報告書 該当頁	区分	施設名	項目	指摘・意見の内容	措置内容
21	意見 1	-	「保有総量縮小」・「効率的利用」の取組に関するPDCAサイクルの向上について	県は、公共施設等総合管理計画を進めるに当たり、「県有財産利活用プロジェクトチーム」を立ち上げ、県庁横断的に公共施設等の「長寿命化・老朽化対策」・「保有総量縮小」・「効率的利用」の取組を実施している。 「長寿命化・老朽化対策」については、対象財産の分野（23分野）ごとに設定した評価目標に対する進捗割合をアウトプットの評価指標としており、具体的には改修工事等の実施数量により把握している。 一方、「保有総量縮小」・「効率的利用」については、その取組自体は「県有財産利活用プロジェクトチーム」が中心となり進められているが、アウトプットの評価指標等の目標・指標を設定してのPDCAサイクルの実践までには至っていない。 「保有総量縮小」・「効率的利用」についても、より有効かつ効率的な施設管理を実現及び加速させるためにも、「長寿命化・老朽化対策」と同様に、アウトプットの評価指標等の目標・指標を設定し、県庁全体としてのPDCAサイクルの向上を図ることを検討されたい。	県有財産利活用プロジェクトチーム会議において、「保有総量縮小」及び「効率的利用」に係る評価指標を設定した。
23	意見 2	-	旧妙高高原ジャンプ台の処分の具体的な方針の検討について	旧妙高高原ジャンプ台は、平成元年頃から未利用が続いているが、解体撤去費等の一定のコストが発生する見込み等があり、処分方針が具体化されておらず、未利用のまま塩漬けになっている。 解体撤去費等のコストが発生することは理解でき得るが、それを理由に処分方針が決まらない場合、この状態が将来にわたり据え置かれたままということに成りかねない。 県においては、処分に当たり追加コストが発生する場合には、それを最小限に抑えつつ、旧妙高高原ジャンプ台の具体的な処分方針を引き続き検討されたい。	費用負担等の課題も踏まえ、現状を注視しながら、引き続き適切な処分方針を検討していく。
24	意見 3	-	施設の効率的利用の取組の方向性について	県は、公共施設等総合管理計画（平成26年度から令和6年度）の取組の方向性の一つの「効率的利用」の方策として、利活用の機会（県有施設でのイベント開催等）を民間事業者に提供し、公共サービスの質向上や使用料収入増による財政負担の軽減が図られるか試行を行ったが、県の歳入確保	「にいがたPPP/PFI研究フォーラム」における事例研究や県内で実施している民間活用の取組等を踏まえ、引き続き更なる利活用の取組を検

				の面では効果は限定的であるとの評価をしている。 令和7年3月に改定された公共施設等総合管理計画（計画期間：令和7年度から令和16年度）においても、施設の効率的利用は取組の方向性として位置付けられている。 現状では、試行時に作成した県有施設一覧を県ホームページに掲載し、民間事業者から提案があった際に施設所管課に繋ぐ取組に加え、PPP/PFI研究フォーラムにおける先進事例研究や、Park-PFI、みなとPPP制度の活用、県庁前敷地の有効活用など、民間の知見を活かした利活用に向けた取組が進められている。 今後は、これらの取組や試行結果を踏まえつつ、県の歳入確保にも資する具体的な利活用の取組について、引き続き検討されたい。	討していく。
27	意見4	-	長 寿 命 化 した修繕・ 更 新 等 費 用 の 見 込 み 額 へ の 予 防 保 全 に 係 る 費 用 の 計 上	部局により予防保全に係る費用の取扱いが異なっており、庁舎等施設に係る長寿命化計画における長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額には予防保全に係る費用が計上されていない。 個別施設計画の有用性を高めるべく予防保全型の個別施設計画となるよう、算定要領等により、長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額に予防保全に係る費用を適切に計上するよう検討されたい。 あわせて、算定方法等に係る関係部局間の情報共有や管財課による提出資料の確認徹底を図られたい。	庁舎等施設に係る長寿命化計画の次回改正において、修繕・更新等費用の見込額に予防保全に係る費用を適切に反映させるための算定要領を整備する。
28	意見5	-	長 寿 命 化 した修繕・ 更 新 等 費 用 の 見 込 み 額 の 精 緻 化	一般財団法人建築保全センターが提供する「BIMMS」により算定した更新費用は機械的に算出されたものであり、更新費用及び時期は実績と乖離する。「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」と実績を比較し、将来における更新費用及び時期を精緻化することにより、庁舎等施設に係る長寿命化計画の有用性や将来のトータルコストの把握に係る有用性が高まる。 定期的に庁舎等施設に係る長寿命化計画における「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」と更新費用及び時期の実績を比較し、長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額の精緻化を検討されたい。 なお、社会資本維持管理計画の金額の見直しについては、「IX新潟スタジアム2個別施設計画の検討（1）個別施設計画の考え方」、「X新潟県立野球場1個別施設計画の	定期的（目安5年ごと）に行うこととしている庁舎等施設に係る長寿命化計画の見直しにおいて、直近の実績値を踏まえた将来における長寿命化に係る経費の見込額を改めて算出し、修繕・更新等費用の見込み額を精緻化していく。

				検討(1)個別施設計画の考え方」の記述を参照されたい。	
34	意見6	-	公共施設等総合管理計画の作成方法の検討	公共施設等総合管理計画の作成プロセスにおいて、部局により、見込額報告様式の作成方法が異なっている。都市整備課が所掌するインフラ施設(公園施設)では、所管する施設の維持管理・更新等見込額を算定する段階で公債費負担適正化計画を踏まえながら、計画期間にわたり平準化が行われている。一方、文化課及びスポーツ課が所掌する施設では、維持管理・更新等見込額を算定する段階での平準化作業は行われていない。 このように、公共施設等総合管理計画の作成が求められる部局間でその作成方法に違いが生じている。また、県全体の視点で平準化や公債費負担適正化計画を考慮することにより、公共施設等総合管理計画の有用性を高める可能性があると考えられる。 このため、公共施設等総合管理計画の作成にあたっては、より効果的な作成方法を検討されたい。	公共施設等総合管理計画の改正にあたっては、統一的な基準による長寿命化に係る経費の見込額の算定が行えるよう作業要領を整備するとともに、計画全体で公債費負担適正化計画との整合を図り、計画の有用性を高めていく。
36	意見7	-	見込額報告様式の維持管理・更新等に係る費用の範囲の統一化	公共施設等総合管理計画の長寿命化・更新見込み総額の元資料である見込額報告様式の長寿命化・見込額において、都市整備課が所掌する施設については指定管理料等を含めており、また、文化課及びスポーツ課が所掌する施設では予防保全費用が含まれておらず、公共施設等総合管理計画の対象となる維持管理・更新等の費用の範囲が異なっている。 維持管理・更新等に係る費用の範囲が異なると、公共施設等総合管理計画の長寿命化・見込額は、全体的な整合性が取れていない数値になることから、範囲の統一化を検討されたい。	公共施設等総合管理計画の策定にあたって各部局に示している修繕・更新等費用の見込額の算定手順(作業要領)について、予防保全に係る費用の適切な反映や指定管理料等の取扱い等について明記し、算定する費用の範囲を明確にする。
36	意見8	-	個別施設計画等の活用	各施設では、長寿命化に必要な維持修繕が適時に実施されていない状況が見受けられる。予防保全ができず、更新時期を繰り延べると、故障率・緊急補修費の増加、安全リスクの増加、大規模更新が同時期に生じるなどの可能性があり、結果的に後年度の維持管理・改修費用が増加する可能性がある。 庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」を適切に作成し、また、公園施設の中長期計画の修繕・更新等費用の見込み額を適宜見直すなどして、県全体の将来にわたる施設の維持修繕・更新等費用を把握し、	実績を踏まえた長寿命化に係る経費見込額を定期的かつ適宜・適切に把握し、庁舎等施設に係る長寿命化計画の見直しや、施設毎の具体的な修繕計画への反映を行うとともに、公共施設等におけるPFI等の有効活用について検討していく。 また、大規模公共施設の更新の際は、

				さらに、財政見通し等も踏まえ、県全体の観点で必要な施設の管理や有効活用を検討されたい。 実施に当たり、各施設でPFIの活用や財源の検討等により維持修繕・更新等費用の削減や財源の確保等を行い、それでもなお、維持管理が困難な状況と認められる場合、将来的には、県全体の観点から必要な施設の見直しを検討することも考えられる。	人口減少を見据えた需要・必要性の検証を行い、集約化や規模縮小などを含めて整備方針を検討する。
38	意見9	-	指定管理者選定における応募者増加のための取組	指定管理者の選定において、公募をかけても1者しか応募がないケースが多く、応募者を増加させるための方策を実施しているが、成果が出ていない状況である。例えば以下のような状況が応募において障害になっていないか、検討が必要であると考ええる。 ・人件費や修繕費の高騰に対して、指定管理料が追いついていないという状況はないか。 ・修繕費や物価変動リスクを事業者側が過度に負担する状況にはないか。 ・5年程度の短期契約では安定した雇用が難しく人材が集まりにくいという状況はないか。 引き続き、応募者が増加しない原因について分析を実施し、実績に結びつくような方策を検討されたい。 また、各施設の所管課において主体となって検討がされているとのことであるが、県で指定管理者制度を所管する行政改革課からも、強く働きかけをして推進していくことが必要であると考ええる。	施設所管課と連携しながら、公募予定施設の周知等を行うなど、複数応募に向けた取組を実施する。 また、指定管理者制度に限らず、事業者の参入意欲につながる公民連携手法について、施設所管課に対し検討を促していく。
41	意見10	-	指定管理者とのリスク分担	指定管理者制度におけるインフレ（物価・賃金の上昇）への対応は、近年の急激な社会情勢の変化により重要な課題となっている。県において指定管理者制度の契約期間は概ね5年程度であり、物価変動に関するリスク分担は個々の基本協定書において定めるが、原則として指定管理者がリスクを負担し、指定管理業務の継続に重大な影響を及ぼすものは協議事項とするとの定めをおくことを基本としている。 すなわち指定管理料は原則として契約期間中は固定されていることから、インフレによるコスト増を吸収できず、サービスの低下や撤退リスクが高まる可能性がある。県から指定管理者への過度なリスク転嫁となっている可能性があり、契約の在り方について検討されたい。 当課題に対する対応策としては、物価ス	物価スライド制度の導入等について、他県事例の情報収集や課題整理など継続的に研究を行っていくとともに、指定管理者制度に限らず、他の公民連携手法についても研究していく。

				ライド方針を導入して、毎年度、人件費・経費の変動率を反映して指定管理料を見直すことが考えられる。その他、協定書を毎年度締結し、社会情勢に応じて指定管理料を変更する方法、電気・ガス料金の高騰分に対して補てん措置を実施する(PFI制度の新潟県立武道館で採用)などの対応策が考えられる。	
42	意見11	-	バリアフリー対応及び外国人利用者対応項目の仕様書や事業計画書への盛り込み及び評価項目化について	指定管理者が積極的に目的意識を持ち、バリアフリー対応及び外国人利用者対応に取り組んでいる状況を客観的に評価することで、指定管理者が講じている措置が正当に評価されることになる。そして当評価を踏まえて指定管理者によるバリアフリー対応及び外国人利用者対応のさらなる充実が期待でき、利用者の増加を通じた施設の有効活用に寄与するものと考えられる。よって県は、仕様書や事業計画書への具体的な明記やモニタリング時の評価材料への組込み等を検討されたい。 具体的には、「指定管理者制度の運用ガイドライン」における「第2章指定管理者の募集及び選定等に当たっての留意事項」中の「3 募集要項の作成 (2) 施設の目的及び指定管理者に要請する事項等の明確化」に例示としてバリアフリー対応及び外国人対応に関する項目を加えることや、同ガイドラインの資料編の「10モニタリングシート(例)」にバリアフリー対応及び外国人利用者対応の行を追加する、というような対応が考えられる。	令和8年4月27日付で「指定管理者制度の運用ガイドライン」を改正し、募集要項例及びモニタリングシート例にバリアフリー及び外国人利用者対応に関する項目を追加した。
46	意見12	-	ネーミングライツの導入に向けた更なる取組について	ネーミングライツによる施設維持等のさらなる財源確保を図るため、「提案募集型」について、行政改革課において、施設特性により財政体力があり広報意欲が高い県内企業に定期的・集中的に訪問するなどの年間計画を策定し、それを実行していくことが効果的であると考えられる。 また、「施設特定型」についても、行政改革課は、施設を所管する部局と計画的に連携し、ネーミングライツの候補の各施設の募集計画・進捗・課題等の状況を一元かつ積極的に把握し課題解決を図ることが望ましい。 さらに、スポーツ関連の施設では、新潟スタジアム等においてネーミングライツの導入が進んでいるが、県民会館等の文化関連の施設では取組がまだまだ進んでいないと考えられる。文化関連の施設へのネーミングライツの導入についても、検討を進め	費用対効果が見込める導入対象施設について、県内企業への訪問など導入に向けて取り組んでいく。 施設所管課と一層連携し、抱える課題解決にともに取り組んでいく。 文化関連施設への導入についても、関係課とともに検討していく。

				られたい。	
49	意見13	-	施設 の 更新コストを 意識した更 なる収入確 保 策 の 検 討	観覧料については、他都道府県の同様の施設の観覧料を基準に検討されており、施設の更新コスト等から算定した観覧料にはなっていない。県が保有する美術館、博物館が低価格の観覧料で営業できているのは、県が建物等に必要な維持管理、及び更新に係る費用を負担していることが前提である。建物等については近代美術館が建設後30年以上を経過するなど、維持管理費が多額になると同時に、修繕や更新の費用も必要になってくる。これらのことを踏まえ、長期的視野に立ち、施設の更新コストを意識したさらなる収入確保策について検討されたい。	観覧料の見直しをはじめ、近隣施設との連携による観覧者数増加に向けた取組や、低利用スペースの有効活用、施設利用の拡大等について、国や他県の事例を参考に、さらなる収入確保策の検討を進めることとした。
51	意見14	-	文 化 施 設 ・ ス ポ ー ツ 施 設 に 対 する寄附制 度について	文化施設、スポーツ施設の維持修繕・更新等は、県の目下の課題である中、県の税收や施設の利用料収入等のほかに、財源確保の方策を検討することも、老朽化している施設の維持等のためには重要かつ必要な視点であると考えられる。 県では、「ふるさと新潟応援寄附金」（新潟県へのふるさと納税）、「企業版ふるさと納税」による寄附を文化・スポーツに係る事業に充当しているが、特定の文化施設・スポーツ施設の維持更新等のために寄附を募ることまでは明記されていない。 寄附の充当先は、県の事業内容や施設の維持更新等の緊急度等を勘案して決められる側面があると考えられることから、県の寄附募集の方法及び内容を否定するものでは無いが、施設の維持更新等の財源確保の実効面、及び、県民や県を故郷とする県外に住む方等の寄附者の貢献意識の醸成面から、特定の文化施設・スポーツ施設の維持更新等のための寄附を募ることも検討の余地があると考えられる。	首都圏向けの「企業版ふるさと納税」PRパンフレットに文化施設・スポーツ施設の整備事業を新たに掲載し、寄附金の充当先や活用イメージを明示することで、寄附の促進を図った。
58	意見15	新潟県立 近代美術 館	県 立 近 代 美 術 館 の 管 理 運 営 方法につ いて	近代美術館については、建物等についての修繕費がかさんでおり、このまま指定管理者制度に移行したとしても、指定管理者として応募してくれる企業を探すのが困難となる可能性がある。近代美術館については、既に第Ⅰ期大規模改修工事を実施しているが、その後も修繕は継続して行われている。今後の修繕状況によっては、管理部門と学芸部門を切り離し、管理部門については指定管理者制度を利用することで運営経費の削減を考えることも可能になると考える。長期的に見た現在の投資と将来のコスト低減を計算し、より大きな成果が上げ	今後の修繕計画及び管理運営のあり方について整理を行い、引き続き施設の将来的な方向性を踏まえた検討を進めることとした。

				られる方法を選択されたい。 また、効果的かつ効率的な管理運営方法については、長期にわたり検討しているが、指定管理者制度や他の管理運営方法（地方独立行政法人化等）を選択したとしても活用できると思われ、決して無駄ではない。今後も、投資コストを加味した費用逦減についての検討も含め、効果的かつ効率的な管理運営方法について検討を継続していくことになる。早急な対応を求めるものではないが、近代美術館の将来をどのように描くかにより目指す方向性が見えてくることもあることから、近代美術館の将来あるべき姿について議論することも有効であると考ええる。	
59	意見16	新潟県立近代美術館	公共施設等総合管理計画の策定方法	公共施設等総合管理計画策定に当たり、「維持管理・更新等見込額」の算定において、近代美術館では令和7年度から令和11年度の5年間については、「施設設備整備計画要望額」（修繕計画）に基づき算定され、令和12年度から令和16年度の5年間については、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づいて算定されている。 「施設設備整備計画要望額」（修繕計画）は、施設維持のために当面必要な修繕費等を計画した修繕計画であり、必ずしも長寿命化を見据え予防保全を考慮した計画とはなっていない。 また、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」は、「第4 全体的事項に関する監査の結果及び意見Ⅱ 公共施設等総合管理計画・個別施設計画4 長寿命化・老朽化対策（1）個別施設計画の策定方法」で示したように、耐用年数経過時に単純更新する場合の改修費用（修繕・更新等費用の見込み額）を基礎に耐用年数を延長して算定しているが、長寿命化により必要となる予防保全費用が十分に考慮された金額とはなっていない。 公共施設等総合管理計画における「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」については、全計画期間にわたり、長寿命化を前提とした予防保全を考慮したものとして策定されたい。	公共施設等総合管理計画における当該施設の「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」については、同計画所管部署から示される算定方法に基づき、全計画期間で予防保全に係る費用を適切に反映することとした。 また、当該施設の修繕計画については、予防保全の考え方を踏まえて作成することとした。

60	意見17	新潟県立 近代美術館	修繕の着 実な実施	近代美術館の修繕計画（令和7年度から令和11年度）の初年度である令和7年度の工事等の予算額216,441千円のうち一部（駐車場舗装70,700千円、空調システム11,000千円、歩道改修6,591千円、屋根付き歩道11,000千円）については、令和7年度に工事等は実際には予定されておらず、修繕計画の進捗に遅れが生じている実情が確認された。近代美術館を県民等の来訪者にとって魅力ある施設として維持していくに当たり、修繕計画のPDCAサイクルを不断に回していくことが重要であると考えられる。修繕計画の工事等に遅れが生じている実情を勘案し、修繕計画の見直しを適時に検討されたい。	修繕計画の進捗状況を毎年度確認するとともに、安全性確保や機能維持等の観点から必要に応じて計画の見直しを行いながら、施設機能の維持に努めていくこととした。
61	意見18	新潟県立 近代美術館	保全台帳 作成の必要性	施設及び保有設備等に関して、定期点検等による保全業務は行われているが、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳による保全管理には至っていない。 以下の観点から、施設の維持管理・更新等の履歴をデータベース化し、施設情報を一元化した保全台帳を作成することを検討されたい。 ・施設の適切な維持管理を図り、ライフサイクルコスト（LCC）を縮減することを目的に、建物本体や設備等に関する中長期的な修繕計画を策定するための基礎情報として利用するため。 ・施設の老朽化や劣化が進行する前の早期段階で予防的な対策（予防保全）を実施し、施設の長寿命化を図るための計画的かつ効率的な管理を継続的に行うため。	過去の修繕履歴や点検履歴等の既存資料を整理・活用し、中長期的な施設維持管理に必要な情報を一元管理する保全台帳の作成を順次進め、適切な維持管理を図ることとした。
62	意見19	新潟県立 近代美術館	利用者アンケートの回収率向上とデータ活用 の推進について	施設の設置目的を確実に果たし、持続可能な運営を推進する観点から、アンケートの回収率向上に向けた積極的な取組を行うことが求められる。そのため、QRコード等IT技術を活用した収集手段の多様化や、施設利用者へのアンケート回答の呼び掛けなど、アンケートの回収率の向上に資する対策を講じることを検討されたい。	QRコードを用いたアンケートを導入するとともに、入館者に対して回答の呼び掛けを行うなど、アンケートの回収率向上に取り組むこととした。
62	意見20	新潟県立 近代美術館	デジタルプラットフォームの積極的な活用と情報発信の強化について	施設の魅力発信と新規利用者層の獲得に向け、SNSを積極的に活用することを推奨する。なおSNS利用の際は、「いいね」、「コメント」、あるいは「シェア」といった、いわゆるエンゲージメント率等、情報発信の結果を定量的に把握可能なKPIを設定することを検討されたい。	従前より実施しているSNSによる情報発信について、施設の魅力発信及び新規利用者層の獲得に向け、発信内容の充実等を図るとともに、「いいね」数や閲覧数等の実績を活用しながら効果を把握するなど

					効果的な運用に努めることとした。
62	意見21	新潟県立近代美術館	バリアフリー法改正への対応の検討について	近代美術館は、新設ではなく既存施設であるためバリアフリー法の改正内容に関する対応は努力義務となる。この点、施設担当者によると今後の改修を検討しているものの具体的な方針は策定中とのことである。一方で、より多くの利用者にとって使いやすく安心な環境整備を行うために車椅子使用者用便房や車椅子使用者用駐車施設の設置数に関する改正内容について対応できるよう引き続き検討を進められたい。	今後の施設改修等に当たっては、バリアフリー法改正の趣旨を踏まえ、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車施設について、利用者の利便性向上を図る対応を検討することとした。
64	意見22	新潟県立近代美術館	施設利用の在り方の検討について	近代美術館の1階のハイビジョン映像の映写室、2階のレストランの内装等はそのままの状態で使用（遊休）となっている。また、令和6年度の貸出し施設の稼働率は、講堂6.19%、ギャラリー5.26%、講座室1.74%となっており、近代美術館内の各施設が有効利用されているとはいえず、施設利用の在り方を検討すべき状況は待ったなしと考えられる。 近代美術館においては、近代美術館の施設の有効利用が抜本的に改善されるよう検討を確実に進められたい。	今後の施設改修等の機会を捉え、利用が少ないスペースの有効活用や施設利用の拡大等の観点から、施設の有効利用に向けた検討を進めることとした。
64	意見23	新潟県立近代美術館	物品管理簿の運用について	備品の新規取得時及び除却時の現状の業務としては紙媒体の物品管理簿とExcelファイルにそれぞれ共通した情報を記載しており、業務が重複している状況である。 そのような状況を踏まえて、業務の効率化という観点や、また明瞭性や検索性といった観点からもExcelファイルでの管理への統一について検討されたい。	物品管理簿の運用について、業務効率化及び管理情報の明瞭性・検索性向上の観点から、電子データを活用した管理への転換を進めていくこととした。
70	意見24	新潟県立万代島美術館	近代美術館と万代島美術館との連携強化と民間企業の参画について	万代島美術館は、近代美術館の分館として設立されている。設置場所については、近代美術館が長岡市に所在する一方、万代島美術館は新潟市に所在しており、両館の間には地理的な隔りがある。また、万代島美術館は「朱鷺メッセ」内に立地する都市型美術館であり、常設展を設けず、企画展のみを年4回実施している。このように、両館はいずれも県営の美術館であるものの、美術館としての性格には相違が認められる。 学芸員については、令和6年度から万代島美術館の学芸員が近代美術館との兼務体制となっているが、両館の特性を踏まえつつ、協力体制や役割分担の在り方について、より効果的な連携が図られるよう、引き続き検討されたい。 また、民間企業の参画についても課題の一つとして挙げられる。美術館の知名度向	学芸部門については、これまで両館の協力体制の強化を進めてきたところであり、今後も両館の特性を踏まえた連携のあり方の検討を進めることとした。 また、民間企業の参画については、美術館の情報発信のあり方や他県の事例等も参考にしながら、寄付や協賛等につながる取組について検討を進めることとした。

				上を図り、その活動に対する理解や賛同を得る機会を創出することにより、寄付や協賛、ワークショップや共創型プログラムの共同実施等につなげていくための工夫について、検討されたい。	
71	意見25	新潟県立万代島美術館	利用者アンケートの回収率向上とデータ活用 の 推 進 について	施設の設置目的を確実に果たし、持続可能な運営を推進する観点から、アンケートの回収率向上に向けた積極的な取組を行うことが求められる。そのため、QRコード等IT技術を活用した収集手段の多様化や、施設利用者へのアンケート回答の呼び掛けなど、万代島美術館においても、アンケートの回収率の向上に資する対策を講じることを検討されたい。	QRコードを用いたアンケートを導入するとともに、入館者に対して回答の呼び掛けを行うなど、アンケートの回収率向上に取り組むこととした。
72	意見26	新潟県立万代島美術館	デジタルプラットフォームの積極的な活用と情報発信の強化について	施設の魅力発信と新規利用者層の獲得に向け、SNSを積極的に活用することを推奨する。なお、SNS利用の際は、「いいね」、「コメント」、あるいは「シェア」といった、いわゆるエンゲージメント率等、情報発信の結果を定量的に把握可能なKPIを設定することを検討されたい。	従前より実施しているSNSによる情報発信について、施設の魅力発信及び新規利用者層の獲得に向け、発信内容の充実等を図るとともに、「いいね」数や閲覧数等の実績を活用しながら効果を把握するなど効果的な運用に努めることとした。
72	意見27	新潟県立万代島美術館	文化施設の連携・協業について	万代島美術館については、例えば朱鷺メッセでのイベントに合わせた企画を行うことが考えられる。朱鷺メッセは国内外から多様な人々が集まる場であることから、そこに万代島美術館ならではの芸術的価値を加えることで、地域全体の魅力を高め、文化とビジネスの両面で相乗効果を生み出すことが可能となると考える。朱鷺メッセの来場者にも足を運んでもらえるような企画を検討されたい。	朱鷺メッセをはじめとする万代島エリアの各施設とのイベント情報の共有や意見交換を行うなど、万代島美術館への誘客につながる取組を進めることとした。
73	意見28	新潟県立万代島美術館	USB等の電磁的記録媒体の保管に関する運用方法について	USBメモリ等の電磁的記録媒体の保管状況に関し、各職員が業務で使用している県所有のUSBメモリについては各職員の机の中に保管されており、机の鍵を閉めることになっているが、各人が徹底できているかどうかの確認はなされていない状況となっている。 個人情報等が含まれる県所有のUSBの紛失・流用が起きた場合には、情報流失事故に成り兼ねない。このような事故を防ぐためにも、各職員が業務で使用している県所有のUSB等の電磁的記録媒体については、鍵のかかる保管場所を選択し実際に鍵をかけるといった運用及びその運用の周知を徹底	職員が業務で使用しているUSBメモリ等の電磁的記録媒体については、個人情報等を保存しないこと及び退庁時には鍵のかかる場所に保管することを所属内に周知し、適切な運用の徹底を図った。

				されたい。	
73	意見29	新潟県立 万代島美 術館	個人メー ルアドレス 流出事故 への対応	「新潟県報道資料」によると、対応策として「外部へのメール送信時は、複数人によるチェックを徹底します。」と記載されており、実際に複数人によるチェックは実施されていた。しかしながら、実行の記録については残っていなかったため、客観的に実行の事実は確認できなかった。「新潟県報道資料」に対応策として記載している以上、メール送信時の複数人によるチェックについて忠実に実行する必要がある、また確実な実行を促進するため、チェックの際には、チェックした担当者による記録を残すことを検討されたい。	外部へのメール送信時の確認については、チェックシートを活用し、複数人で確認したことが分かるよう記録を残す運用とした。
81	意見30	新潟県立 歴史博物 館	歴史博物 館の在り方 と予算管 理	歴史博物館は、県の歴史及び民俗並びに縄文文化に関する県民の教養を高めるとともに、県民の環境充実、文化の発展に寄与することを目的として設立された。歴史博物館在籍の研究員（学芸員）の研究により、歴史博物館の展示等の専門性は担保されている状態であるとも考えられるが、一般向けの研究成果公表の場としての企画展については予算の制約もあり、開催が難しくなっている。他方、管理運営費を圧縮し、企画展等に予算を回しているのであれば、改修等が滞る場合がある。 また、予算については最初から収支マイナスが予定されているため、マイナス幅についての目標値を設定し、費用を削減することが求められる。予算管理については月次での進捗状況を把握し、経営会議等を通じた担当課と現場レベルでの情報共有をし、費用が掛かり過ぎていないかをチェックすることも必要であると考えられる。 歴史博物館では、収蔵品を数多く所有していることから、これらを活かすことを考えるとともに、観覧料以外の収入を生み出すことについても、検討されたい。	予算の執行状況や施設の維持管理の課題等について、施設と施設所管課で引き続き情報共有することとした。 また、観覧料以外の収入確保策については、国や他県の取組を情報収集するなど、対応を検討することとした。
82	意見31	新潟県立 歴史博物 館	公共施設 等総合管 理計画の 策定方法	公共施設等総合管理計画策定に当たり、「維持管理・更新等見込額」の算定において、歴史博物館では令和7年度から令和11年度の5年間については、「施設設備整備計画要望額」（修繕計画）に基づき算定され、令和12年度から令和16年度の5年間については、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づいて算定されている。 「施設設備整備計画要望額」（修繕計画）は、施設維持のために当面必要な修繕費等を計画した修繕計画であり、必ずしも長寿	公共施設等総合管理計画における当該施設の「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」については、同計画所管部署から示される算定方法に基づき、全計画期間で予防保全に係る費用を適切に反映することとした。 また、当該施設の

				命化を見据え予防保全を考慮した計画とはなっていない。 また、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」は、「第4 全体的事項に関する監査の結果及び意見Ⅱ 公共施設等総合管理計画・個別施設計画4 長寿命化・老朽化対策（1）個別施設計画の策定方法」で示したように、耐用年数経過時に単純更新する場合の改修費用（修繕・更新等費用の見込み額）を基礎に耐用年数を延長して算定しているが、長寿命化により必要となる予防保全費用が十分に考慮された金額とはなっていない。 公共施設等総合管理計画における「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」については、全計画期間にわたり、長寿命化を前提とした予防保全を考慮したものとして策定されたい。	修繕計画については、予防保全の考え方を踏まえて作成することとした。
83	意見32	新潟県立歴史博物館	修繕計画の見積りに係る根拠資料の保存	施設担当者への質問の結果、「施設設備整備計画要望書」の金額の見積りに当たっては、業者に見積りを依頼する、過去の実績を参考にするなどし、また、必要な場合には物価変動を加味して算定しているとの回答を得たが、算定根拠が残されておらず施設担当者が算定過程を明確に説明できない項目が存在した。算定根拠は事後においても確認できるよう保存・記録されたい。	修繕計画に係る所要額の算定根拠は、事後においても確認できるよう保存・記録することとした。
84	意見33	新潟県立歴史博物館	適切な修繕計画にしたがった修繕の実施	修繕計画が策定されても予算措置が追いつかず、老朽化が著しい施設でも修繕が先送りされやすい状況がある。修繕の先送りは、結果的に施設の寿命を縮め、将来的な修繕費用や建替え費用を増大させるリスクがある。修繕計画の工事等の進捗等をPDCAサイクルの中で毎年度把握し、施設機能の維持に有効かつ即応した修繕対応をされたい。	修繕計画の進捗状況を毎年度確認するとともに、安全性確保や機能維持等の観点から必要に応じて計画の見直しを行っていくこととした。
85	意見34	新潟県立歴史博物館	保全台帳作成の必要性	施設及び保有設備に関して、定期点検等による保全業務は行われているが、施設等の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳による保全管理には至っていない。以下の観点から、施設の維持管理・更新等の履歴をデータベース化し、施設情報を一元化した保全台帳を作成されたい。 - 施設の適切な維持管理を図り、ライフサイクルコスト（LCC）を削減することを目的に、建物本体や設備等に関する中長期的な修繕計画を策定するための基礎情報として利用するため。 - 施設の老朽化や劣化が進行する前の早期	過去の修繕履歴や点検履歴等の既存資料を整理・活用し、中長期的な施設維持管理に必要な情報を一元管理する保全台帳の作成を順次進め、適切な維持管理を図ることとした。

				段階で予防的な対策（予防保全）を実施し、施設の長寿命化を図るための計画的かつ効率的な管理を継続的に行うため。	
85	意見35	新潟県立歴史博物館	利用者アンケートの回収率向上とデータ活用 の 推 進 について	施設の設置目的を確実に果たし、持続可能な運営を推進する観点から、アンケートの回収率向上に向けた積極的な取組を行うことが求められる。そのため、QRコード等のIT技術を活用した収集手段の多様化など、歴史博物館においても、アンケートの回収率の向上に資する対策を講じることを検討されたい。	QRコードを用いたアンケートを導入するなど、アンケートの回収率向上に取り組むこととした。
86	意見36	新潟県立歴史博物館	外国人観光客の受け入れ体制の強化	日本語ウェブサイトと同様の情報量を外国語ウェブサイトで提供、更新するには、追加の労力が必要となることは理解できる。他方で、外国語ウェブサイトを活用した情報発信を継続することは、外国人観光客の関心を高め、施設の利用促進につながる重要な取組であって、是非今後も続けられたい。そこで、外国人観光客向けの情報発信に当たっては、翻訳ツールや生成AIを効果的に活用するなど、過度な負担をかけずに外国語ウェブサイトを作成、更新する方法を検討されたい。	外国語ウェブサイトの作成方法及び更新方法について、国や他県の取組を情報収集するなど、対応を検討することとした。
88	指摘1	新潟県立歴史博物館	公有財産台帳の減少処理における処理誤り及び統制の不備	公有財産台帳上工作物に計上されている外灯24個のうち10個について取壊しがされたことから、令和5年6月19日付で公有財産台帳上での減少の処理がなされた。 しかし、公有財産台帳上では数量のみの減少しか行われておらず、金額については入力処理漏れのため4,300,000円の減少の処理がされなかった。これにより令和7年3月末現在の公有財産上の工作物が同額だけ過大に表示される結果となっている。 新潟県公有財産管理システムで処理する財産に移動（登録、変更、処分等）があった場合、「新潟県公有財産管理システム事務処理の手引き」に従う必要があるが、当誤謬の発端は、歴史博物館において財産台帳移動報告書(工作物)(入力帳票第5号様式)に起票する際、増減価格の欄に正しく4,300,000円との記載をしなかったことにある。 その後システムへの入力の前に、主務課長（文化課長）及びシステム管理者（管財課長）が内容の確認をするとされており、記入誤りの発見が期待されていたが、いずれの確認においても発見はされなかった。また、システムへの入力後も財産台帳が主務課長（文化課長）及び所属長（歴史博物館館長）に送られ、内容を確認するとされ	「新潟県公有財産管理システム事務処理の手引き」に定められた手続について再度周知した。加えて、各段階において複数名による財産台帳の確認を徹底することとした。 なお、公有財産台帳における価格減少の入力処理については、事後に修正を行った。

				ているが、ここでも処理誤りが発見されなかった。 処理誤りを防止するための統制（内容の確認）は複数段階で設けられており、統制の構築については不足しているとは思われないが、運用の段階で十分に機能が発揮されなかったと考えられる。「新潟県公有財産管理システム事務処理の手引き」に定められた手続について再度周知をされたい。	
89	意見37	新潟県立歴史博物館	遊休備品の適時な廃棄及びリスト化について	過去に使用していた券売機をはじめとした物品管理簿に記載されているが長期間使用されていない遊休備品については、適時に廃棄を行い、年に一度実施している備品照合の業務に伴う管理コストの削減や廃棄により生じた新しいスペースの活用等について検討をされたい。 また、廃棄すべき備品の全体感や優先順位を可視化するためにも遊休備品のリストを作成されたい。	長期間使用されていない遊休備品については、適時に廃棄を行い、保管場所の整理整頓を図ることとした。 また、備品照合確認時には遊休備品リストを作成し、廃棄候補品目を一覧化したうえで、速やかに廃棄の可否を検討し、適正に廃棄を実施することとした。
90	指摘2	新潟県立歴史博物館	物品管理台帳への記載漏れについて	令和6年度時点においては、取得単価50,000円以上の物品については物品管理簿に記載するとともに、適切な管理をする必要があるが、令和6年度に購入した「佐渡国名所産物寿具録」については物品管理簿への登録が漏れていた。また、照合確認においても、当物品の物品管理簿への記載漏れは発見できていない。 物品管理簿への登録については、内部統制を見直し、物品管理簿への漏れがないようにチェックする体制を整え、運用することが必要である。	備品の購入手続き完了時に、支払担当者から物品管理担当者へ請求書等の情報を確実に共有することにより、漏れなく物品管理簿に登録するとともに、照合確認は複数の者で行い、確認を徹底することとした。 なお、記載漏れがあったものについては事後修正を行った。
96	意見38	新潟県民会館	利用料金制度を含めた施設の在り方の検討	指定管理者制度では、民間の創意工夫を最大限に活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的としており、「新潟県指定管理者制度ガイドライン（令和6年3月改定）第2章指定管理者の募集及び選定等に当たっての留意事項」においても、民間ノウハウによるサービスの質の向上や指定管理者のインセンティブ確保のため、「利用料金制度」を基本とすることが示されている。県は利用しやすい料金設定とすることが使用料制を採用する理由の一つとしているが、指定管理料の見直し等で対応することは可能であると思われる。民間ノ	指定管理期間の更新期等の節目を捉え、施設の特性や他自治体の事例、利用者の利便性への影響等を分析し、最適な料金制度のあり方の検討を進めることとした。

				ウハウによるサービスの質の向上や指定管理者のインセンティブ確保といった目的を達成するために、現在の「使用料制」から「利用料金制度」への移行も選択肢として継続して検討されたい。	
100	意見39	新潟県民会館	指定管理者選定における公募の検討	「新潟県指定管理者制度ガイドライン（令和6年3月改定）第2章指定管理者の募集及び選定等に当たっての留意事項」においては、「指定管理者」の選定に当たっては原則公募によることとされ、一定の場合には非公募によることができるとしている。 現在の指定管理者との契約が平成27年からと長期になっているもののその間の契約はいずれも非公募となっている。当施設と隣接する施設との一体的な管理運営が、非公募を継続する大きな要因となっていると推測されるが、競争性、透明性、経営努力に対するインセンティブという面を考慮した場合、現状でのメリットと比較の上、公募とすることも含め継続して検討されたい。	指定管理者の選定については、非公募を継続することの妥当性や隣接する施設との関係性も含めて継続して検討を進めることとした。
100	意見40	新潟県民会館	公共施設等総合管理計画の策定方法	公共施設等総合管理計画策定に当たり、「維持管理・更新等見込額」の算定において、県民会館では令和7年度から令和11年度の5年間については、「施設設備整備計画要望額」（修繕計画）に基づき算定され、令和12年度から令和16年度の5年間については、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づいて算定されている。 「施設設備整備計画要望額」（修繕計画）は、施設維持のために当面必要な修繕費等を計画した修繕計画であり、必ずしも長寿命化を見据え予防保全を考慮した計画とはなっていない。 また、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」は、「第4 全体的事項に関する監査の結果及び意見Ⅱ 公共施設等総合管理計画・個別施設計画 4 長寿命化・老朽化対策（1）個別施設計画の策定方法」で示したように、耐用年数経過時に単純更新する場合の改修費用（修繕・更新等費用の見込み額）を基礎に耐用年数を延長して算定しているが、長寿命化により必要となる予防保全費用が十分に考慮された金額とはなっていない。 公共施設等総合管理計画における「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」については、全計画期間にわたり、長寿命化を前提とした予防保全を考慮したものとし	公共施設等総合管理計画における当該施設の「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」については、同計画所管部署から示される算定方法に基づき、全計画期間で予防保全に係る費用を適切に反映することとした。 また、当該施設の修繕計画については、予防保全の考え方を踏まえて作成することとした。

				て策定されたい。	
101	意見41	新潟県民 会館	修繕の着 実な実施	公共施設等総合管理計画（令和7年3月改正）の令和7年度から令和11年度までの更新費用の算定基礎である「施設設備計画要望額」（修繕計画）には、令和2年度から令和3年度の大規模改修の項目として要望していたが当時の予算協議の過程で項目から除外となった設備（大小ホール舞台機構改修工事635百万円）も含まれている。当設備は耐用年数を10年以上超えており、今後も改修が先送りとなる場合、長寿命化・老朽化対策が適切に実施されない可能性がある。 また、令和7年度が当計画の初年度であるにもかかわらず、舞台装置の調光卓68百万円の修繕は進捗していない。 県民会館を県民等の来訪者にとって魅力ある施設として維持していくに当たり、修繕計画のPDCAサイクルを不断に回していくことが重要であると考えられる。修繕計画の工事等に遅れが生じている実情を勘案し、修繕計画の見直しを適時に検討されたい。	修繕計画の進捗状況を毎年度確認するとともに、安全性確保や機能維持等の観点から必要に応じて計画の見直しを行っていくこととした。
102	意見42	新潟県民 会館	保全台帳 作成の必要性	保有設備に関して点検対象設備のリストが作成されておらず、建物本体や設備に係る修繕履歴を施設ごとに記録した台帳が作成されていない。 以下の観点から、施設の維持管理・更新等の履歴をデータベース化し、施設情報を一元化した保全台帳を作成されたい。 - 施設の適切な維持管理を図り、ライフサイクルコスト（LCC）を縮減することを目的に、建物本体や設備、備品等に関する中長期的な修繕計画を策定するための基礎情報として利用するため。 - 施設の老朽化や劣化が進行する前の早期段階で予防的な対策（予防保全）を実施し、施設の長寿命化を図るための計画的かつ効率的な管理を継続的に行うため。	過去の修繕履歴や点検履歴等の既存資料を整理・活用し、中長期的な施設維持管理に必要な情報を一元管理する保全台帳の作成を順次進め、適切な維持管理を図ることとした。
103	意見43	新潟県民 会館	設備使用 率の目標 値との比較 について	令和6年度の使用率の実績については、大ホール、小ホール、ギャラリー、会議室とも令和6年度の目標値を概ね達成する数値となっている。ただし、当目標値は令和2年度から令和3年度の大規模改修後に計画された数値であり、コロナの影響が残り、将来の見通しが立てづらい状況の中で設定された数値であることから、計画値としては控えめな数値になっていると考えられる。指定管理者として計画時との比較を県に提出することは必要となるが、経営目標として使用するならば、コロナ禍から回復した	令和8年度からは、年度ごとに現環境下における目標値を設定することとした。

				現在の環境における目標値を設定することも検討されたい。	
104	意見44	新潟県民 会館	低稼働率 設備に 関する 対応に ついて	利用率の水準、また過去からの利用率の推移をみたときに特に小ホール及び会議室の利用率の向上が課題であると言える。令和6年度の利用率は小ホールについては52.9%、会議室については29.1%となっているが、いずれもコロナ前の水準と比較して大きく低迷している。対策としては以下の取組を検討されたい。 ・対策を講じる前提として、まず現状の稼働率が正確に把握され、利用の阻害要因が特定されている必要がある。現状、稼働率については、利用日単位で計算されているが、利用時間区分ごと（午前・午後・夜間）、また、貸室ごとに算出することが有用であるとする。現状の利用があった日を100%稼働とする計算法では、施設の効果的・効率的な利用状況を把握できていない可能性がある。その上で稼働率が低くなっている要因を詳細に分析し、新たな事業者や利用者が参入・利用する際の障壁を取り除くための対策を検討することが考えられる。 ・現状でも芸術文化事業に多く取り組んでいるが、施設の設置目的を損なわない範囲で、指定管理者が独自に企画・実施する自主事業をさらに積極的に実施し、施設の利用率を高める余地はあるものとする。 ・リモート会議の普及等のコロナ後の環境の変化もあるが、当施設は新潟市の市街地に位置し、立地も悪くないことから、Webサイト、SNS、広報紙等多様な媒体で積極的に周知をすることで利用率を高める余地はあるものとする。 ・現在、使用料制を採用しているが、利用料金制度を採用することにより指定管理者の努力により利用料金収入見込額を上回る実収益が出た場合のインセンティブを高めることも検討課題になると考える。 ・令和2年度から令和3年度に大規模修繕を実施したものの施設の老朽化は目立っており、老朽化が著しい設備の修繕等利用者ニーズを反映した改修は継続すべきと考える。なお、改修に当たっては将来的なコスト増大を避けることは不可欠であり、施設の老朽化対策の計画を策定し、計画的な修繕・改築を実施することが必要であるとする。 ・中長期的には、利用率が伸び悩んでいる会議室や談話室等について、倉庫として利	・稼働率については、利用時間ごと（午前・午後・夜間）及び貸室ごとに算出することとした。これにより稼働率低下の要因を分析し、新規利用者等の参入障壁を取り除くための改善策を講じることとしている。また、小ホールや会議室の利用率向上に向け、ホームページの見直しや民間広報誌の活用等、多様な媒体を組み合わせた広報・周知活動に取り組むこととした。 ・自主事業の積極的展開及び中長期的な視点での貸室の統合 ・用途変更については、指定管理料等の予算に影響を与えることから、県と指定管理者との間で定期的に検討を進める。 ・料金制度のあり方については、施設の特長や他自治体の事例、利用者の利便性への影響等を分析し、不断の検討を進めることとした。 ・利用者ニーズを反映した計画的な修繕の実施については、修繕計画の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて計画の見直しを行いながら、施設機能の維持に努めることとした。

				用しているスペースも含めて統合や用途変更を検討し、施設全体の有効活用を図ることも考えられる。	
106	意見45	新潟県民会館	利用者アンケートの改善	施設運営の評価において、業務の履行状況の確認だけでは把握することが難しいサービスの質についても適切に評価するため、施設利用者等の満足度等を評価に反映させる目的で、利用者アンケートを実施することは評価できる。 一方、利用者アンケートの回収率については、事業により大きな幅があり、特に回収率が低い県民会館単独で実施している事業については、より回収率を高める工夫を検討されたい。また、利用者の意見やクレームについて、概要やその対応方針（又は対応結果等）等を一覧表で作成し、継続的に検討すべき案件を明確にすることを検討されたい。	現在行っているQRコードによるアンケートに加え、紙のアンケートを追加するなどして回収率の向上を図ることとした。 また、利用者からの意見等については、概要やその対応をまとめ、職員で共有することとした。
108	意見46	新潟県民会館	遊休備品及び不用決定後の備品の適時な廃棄及びリスト化等の資産管理状況の改善について	過去に展示していた模型品をはじめとした物品管理簿に記載されているが長期間使用されていない遊休備品及び不用決定後の備品については、適時に廃棄を行い、年に一度実施している備品照合の業務に伴う管理コストの削減や廃棄により生じた新しいスペースの活用等について検討されたい。 また、指定管理者は、指定管理期間が決められていることから、廃棄を先送りすることで現指定管理者の備品の廃棄負担を次期指定管理者に転嫁することも可能であり、そのような状況を防止するためにも現指定期間中に適時に廃棄することを検討されたい。さらに、廃棄すべき備品の全体感や優先順位を可視化するためにも遊休備品及び不用決定後の備品のリストを作成することを検討されたい。 また、管理すべき備品を明確化するために、備品の保管場所における不用な書類等は適時に廃棄し、保管場所の整理整頓を図ることを検討されたい。	不用決定済の備品については、令和7年度中に廃棄処分を開始したところであり、今後、現指定管理期間中に順次廃棄処分を進めることとした。 また、備品の保管場所の整理整頓を行うとともに、遊休備品及び廃棄備品のリスト化に取り組むこととした。
109	意見47	新潟県民会館	備品の管理シールへの補足情報の追記について	備品と物品管理簿の紐付けを行う管理シールに必須項目（管理No、品目等）はすべて記載されていたものの、現物と一対一で対応させるためには必須項目以外の補足情報（サイズごとに付されている整理番号等）を管理シールに必要とする備品も存在しており、それら備品の管理シールには補足情報が記載されていなかった。このような場合、県において年に一度実施される物品管理簿と備品の現物照合の際に時間を要し事務効率性が低下するおそれがある。	備品管理シールの記載項目には限りがあるため、補足情報については物品管理簿の「備考」欄に記載することとし、現物照合を速やかに実施できるよう整理した。

				そのため、このような備品については、現物と物品管理簿を個別かつ速やかに紐付けられるよう、整理番号等の補足情報を管理シールに記載することを検討されたい。	
117	意見48	新潟県立自然科学館	指定管理者の応募が1者であることについて	指定管理者選定において、県が定めている「指定管理者制度の運用ガイドライン」に基づき公募による選定を行っているが、平成26年度第3回公募より1者のみの応募となっている。応募者を増加させるための施策を実施してはいるが、成果が出ていない。また、老朽化した施設では修繕費がかさむため、維持管理費が増加することが予想され、また物価上昇リスクについても指定管理者負担となっているが、指定管理料については当初年度に定めた額から変更はないことから維持管理及び運営のコスト増が指定管理料で賄えないのであれば、応募者はさらに減少することになる。 指定管理者制度を続けていくのであれば、指定管理者への応募者が増加しない原因についての分析を実施し、実績に結びつくような方策を検討されたい。	現指定管理者を含む事業者へのヒアリング等により、応募が伸びない要因を把握し、他施設の事例も参考にしながら、応募促進につながる方策を検討することとした。
120	意見49	新潟県立自然科学館	PPP/PFI導入による民間資金等の活用	自然科学館の建物の老朽化、展示物の陳腐化は、今後も年数を重ねるごとに重症化していくと考えられ、現状の修繕だけでは間に合わない可能性がある。建物についてはオープンより44年が経過しており、県が定める耐用年数である60年まで残り15年ほどしかない。現在は指定管理者制度の下で民間の創意工夫を活用しているが、建物の老朽化、展示物の陳腐化が進めば、指定管理者制度を採用することも難しくなってくる。よって、県においては、PPP/PFI手法を用いた民間資金や創意工夫の活用について検討し、効果が見込まれる場合には、積極的に活用を図ることが望まれる。	建物の老朽化や展示物の陳腐化への対応について、今後の更新の方向性を整理する中で、民間資金や民間のノウハウの活用の可能性も含めて検討することとした。
120	意見50	新潟県立自然科学館	公共施設等総合管理計画の策定方法	公共施設等総合管理計画策定に当たり、「維持管理・更新等見込額」の算定において、自然科学館では令和7年度から令和11年度の5年間については、「施設設備整備計画要望額」(修繕計画)に基づき算定され、令和12年度から令和16年度の5年間については、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づいて算定されている。 「施設設備整備計画要望額」(修繕計画)は、施設維持のために当面必要な修繕費等を計画した修繕計画であり、必ずしも長寿命化を見据え予防保全を考慮した計画とはなっていない。	公共施設等総合管理計画における当該施設の「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」については、同計画所管部署から示される算定方法に基づき、全計画期間で予防保全に係る費用を適切に反映することとした。 また、当該施設の修繕計画については、予防保全の考え方を

				また、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」は、「第4 全体的事項に関する監査の結果及び意見Ⅱ 公共施設等総合管理計画・個別施設計画 4 長寿命化・老朽化対策（1）個別施設計画の策定方法」で示したように、耐用年数経過時に単純更新する場合の改修費用（修繕・更新等費用の見込み額）を基礎に耐用年数を延長して算定しているが、長寿命化により必要となる予防保全費用が十分に考慮された金額とはなっていない。 公共施設等総合管理計画における「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」については、全計画期間にわたり、長寿命化を前提とした予防保全を考慮したものとして策定されたい。	踏まえて作成することとした。
122	意見51	新潟県立自然科学館	修繕の着実な実施	自然科学館では、令和7年9月の大雨に伴う館内の一部漏水により、9月11日から12日の2日間にわたり臨時休館となった。 自然科学館は、令和7年度から令和11年度の「施設設備整備計画要望額」（修繕計画）を定めているが、この修繕計画では令和7年度に屋根の修繕工事（33,000千円）が予定されている。そのため、漏水の予見は少なからずあったと考えられる。 しかし、自然科学館ではこの漏水の懸念は既に令和6年4月時点までには存在しており、また、令和6年度の施設整備の修繕の要望と実績に乖離が生じている状況を鑑みると、当事態となった要因の一つとして、施設全体の修繕対策の実行又は進捗に遅れが生じていたということが挙げられると考えられる。 修繕計画のPDCAサイクルは不断に回していくことが重要である。令和7年9月の館内漏水による臨時休館のような施設の機能不全による県民サービスの中断を今後招かないように、修繕計画の工事等の進捗等をPDCAサイクルの中で毎年度把握し、施設機能の維持に有効かつ即応した修繕対応を行われたい。	修繕計画の進捗状況を毎年度確認するとともに、安全性確保や機能維持等の観点から必要に応じて計画の見直しを行っていくこととした。
123	意見52	新潟県立自然科学館	保全台帳作成の必要性	施設及び保有設備等に関して、定期点検等による保全業務は行われているが、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳による保全管理には至っていない。 以下の観点から、施設の維持管理・更新等の履歴をデータベース化し、施設情報を一元化した保全台帳を作成されたい。 ・施設の適切な維持管理を図り、ライフサ	過去の修繕履歴や点検履歴等の既存資料を整理・活用し、中長期的な施設維持管理に必要な情報を一元管理する保全台帳の作成を順次進め、適切な維持管理を図

				イクルコスト（LCC）を縮減することを目的に、建物本体や設備等に関する中長期的な修繕計画を策定するための基礎情報として利用するため。 ・施設の老朽化や劣化が進行する前の早期段階で予防的な対策（予防保全）を実施し、施設の長寿命化を図るための計画的かつ効率的な管理を継続的に行うため。	ることとした。
124	指摘3	新潟県立自然科学館	契約の締結条件を規定した規程等の不存について	自然科学館では、外部取引先と契約を書面で取り交わしていない取引があり、その理由として、契約手続を定める規程等がなく、契約を締結する場合の基準の定めが無い状況であった。 契約条件の合意齟齬等に起因した紛争予防の観点、公の施設の運営管理の契約事務の透明性の観点から、契約の締結条件や契約手続等を規定した規程等を定め、この規程等により契約事務を行われたい。	契約書作成の条件や手続等に係る規程を定め、契約事務を行うこととした。
125	意見53	新潟県立自然科学館	レジスター集計表及び日計表の押印について	自然科学館における利用料金は、①レジスター担当者がレジスター集計表と現金をあわせて、運営課担当者に渡し、②運営課担当者が現金を数えて金種表を作成、レジスター集計表との合致を確認し、現金を封筒に入れて保管、③運営担当者がレジスター集計表を基に日計表を作成することで、収入計上される。 金種表には担当者印しかなく、確認者や承認者等の押印がないため、ダブルチェックをした痕跡が残らない。また、レジスター集計表、日計表には作成者印、確認者や承認者等の押印はない。実際は、レジスター集計表と日計表のダブルチェックが行われているにもかかわらず、ダブルチェックの体制が構築されていないかのような外観を有しており、書類には押印やサイン等の証跡を残すことを検討されたい。 また、業務担当者が交代することも考慮に入れ、利用料金収入に関するマニュアル等の整備に関しても、検討されたい。	集計表等に担当者に加え責任者の押印欄を追加し、ダブルチェック体制を強化するとともに、経理マニュアルを整備した。
126	意見54	新潟県立自然科学館	一般管理費の計上根拠について	自然科学館の収支報告の一般管理費14,000,000円の内容は、各参画団体全体の維持、運営に必要な間接経費の他、本社稼働分に対する支出であるとの説明を受けたが、実際に発生した経費等に関する記録は無く、計上根拠は不明瞭である。一般管理費が本社稼働分の経費等であるなら、実際に発生した経費の額により計上すべきである。 現状の収支報告額は、収支計画書の記載額14,000,000円を共同体構成員間の負担率	一般管理費については、次期指定管理者の募集要項等において、積算方法の記載を求めることとし、今後は、応募内容の審査において認めた収支計画書と収支報告書との乖離について確認を行うこととした。

				で按分した額としており、実際発生額と乖離しているか否かについても把握されていない。県は、自然科学館の収支報告の一般管理費が実績額となっているかを確認するとともに、収支計画書との乖離の有無についても調査されたい。 なお、共同体構成員の負担率であるが、令和元年度当初の協定書から負担率が変更になっているにもかかわらず、覚書や新たな協定書の作成はなされていない。当事者間での負担率の認識齟齬の発生を避けるためにも、覚書や負担率修正後の協定書等の締結を考慮されたい。	なお、指定管理者の共同体構成員間において、今後協定内容に変更が生じた場合は、速やかに変更に関する覚書等を作成し締結する。
126	意見55	新潟県立自然科学館	収 支 報 告 における人 件費につい て	収支報告書における人件費が概算金額となっており、実績値となっていない。収支報告書の作成に当たっては、正確に実績値を記載することを検討されたい。	収支報告書の作成に当たっては、人件費の実績値を記入し作成することとした。なお、令和6年度収支報告書の人件費は実績値に修正済である。
127	意見56	新潟県立自然科学館	利 用 者 ア ン ケ ー ト の 回 収 率 向 上 と デ ー タ 活 用 の 推 進 につい て	施設の設置目的を確実に果たし、持続可能な運営を推進する観点から、アンケートの回収率向上に向けた積極的な取組を行うことが求められる。そのため、QRコード等IT技術を活用した収集手段の多様化や、施設利用者へのアンケート回答の呼び掛けなど、自然科学館においても、アンケートの回収率の向上に資する対策を講じることを検討されたい。	入館者が回答しやすいアンケートの内容や方法などを検討し、回収率の向上に取り組むこととした。
127	意見57	新潟県立自然科学館	デ ジ タ ル プ ラ ッ ト フォ ー ム の 積 極 的 な 活 用 と 情 報 発 信 の 強 化 に つ い て	自然科学館においても、SNS等のデジタルプラットフォームの利用促進を推奨する。なおSNS利用の際は、「いいね」、「コメント」、あるいは「シェア」といったいわゆるエンゲージメント率等、情報発信の結果を定量的に把握可能なKPIを設定することを検討されたい。	指定管理制度上、KPIは指定管理者が設定するものである。そのため、県では、SNS等のデジタルプラットフォームの活用を推進する方針を示した上で、指定管理者に対し、情報発信の効果を定量的に把握できるKPIの設定について検討するよう伝達した。
128	意見58	新潟県立自然科学館	文 化 施 設 の 連 携 ・ 協 業 につい て	自然科学館については、既存の企業・自治体との連携を基盤としつつ、例えば歴史博物館、図書館、劇場、新潟県少年自然の家など、他の文化・教育施設との協業によって、よりユニークで重層的な魅力を創出する余地があると考えられる。これら地域の文化資源と自然科学館の学術的価値を有	展示や各種イベントなどで既に様々な企業や団体、他施設と連携・協働して事業を実施しているが、これらの取組をさらに発展させるため、

				機的に結びつけることで、自然科学を軸とした新たな体験価値を来館者に提供するとともに、連携する各施設にとっても新たな魅力創出や来館者層の拡大につながり、地域全体の文化的魅力の向上にも寄与することが期待される。そのため、他の文化施設との連携可能性や相乗効果について検証する観点から、関係機関との協議や来館者ニーズの把握等を進めることを検討されたい。	次期指定管理者の応募要領等において、文化・教育施設との連携による効果を踏まえた提案を求めることとした。
129	意見59	新潟県立自然科学館	常設展における集客について	集客が企画展頼みになっており、企画展の当たりはずれが集客数にダイレクトに影響してくる。現在でも企画展開催時には入館者数が伸びているので、魅力的な企画展が開催されていると考える。常設展については、部分的な改良は行われているものの、大規模な更新（リニューアル）は行われていない。財源とのバランスも勘案してではあるが、建物も老朽化しているほか、陳腐化したデジタル機器、過去の学説に基づく恐竜の展示等、展示物についても老朽化していることから、今後実施する更新計画には常設展の主要な展示に関するリニューアルについても盛り込んでいくよう検討されたい。その際には、PPP/PFI手法を用いた民間資金や創意工夫についても、検討されたい。	建物の老朽化や展示物の陳腐化への対応について、今後の更新の方向性を整理する中で、民間資金や民間のノウハウの活用の可能性も含めて検討することとした。
130	意見60	新潟県立自然科学館	小口現金の金額縮減について	当施設の小口現金からの主な出金目的が施設運営上の経費精算であり、当費用は最終的に指定管理料にて補てんされるものであることから、当小口現金の原資は指定管理料であると考えられる。 利用料金収受時における釣銭確保目的及びイベント開催時における追加材料購入目的等の観点から、小口現金の残高が多額になる傾向に一定の合理性はあるものの、現金取扱いに際しての紛失、盗難、横領等が発生した際には、施設運営に及ぼす影響度も大きくなるといえる。したがって、可能な限り残高の縮減を進めることを検討されたい。 釣銭の発生は利用料金の設定上致し方ない側面もあるが、将来的には100円単位に統一したり現金当日払い以外の決済手段の推進を図ったりするような施策を検討されたい。 イベントで用いる材料の突発的需要や店舗購入の価格優位性の存在に関しては、イベント前の来館者予測の精緻化により追加購入の必要が無くなるような取組や、従来以上に取引条件が良く在庫も豊富にある請	小口現金縮減のため、支払いを請求書払いにするなどの取組を行うこととした。 また、今後入館料等の改定をする場合は、100円単位への統一について検討するなど、適切な価格を設定することとした。

				求書払い対応業者(オンライン、実店舗を問わず)との取引の模索等を通じて現況の打開を図られたい。	
131	意見61	新潟県立自然科学館	不 使 用 物 品 の 適 時 処 分 に つ い て	県有備品として委託を受けて管理しているものの、使用に際し危険が見込まれるなどの理由により今後の使用が見込まれず、修理の予定もないような物品については、現指定管理期間内で処分を先送りにせず可能な限り早期の処分を実施又は決定することを検討されたい。万一使用してしまった際の事故を未然に防止するだけでなく、保管スペースの圧迫を解消し、整理整頓を進め業務の円滑かつ効率的な遂行に寄与するものと考えられる。	処分費用が指定管理料内からの支出となるため、各費目の予算を調整し、処分費の確保及び計画的な処分に努めることとした。
136	意見62	新潟県立武道館 (謙信公武道館)	現PFI契約終了後の施設の在り方についての検討	事業期間の残存期間は8年あり、事業者に対する評価も良好であることから、現状において事業者の見直しは検討されていない。また、現時点においては、設備も比較的新しく修繕費が多額にかかる状況ではない。 ただし、上記事業期間経過後には設備も建設後15年程度経過し、大規模修繕が必要とされる時期に差し掛かる。現在の県の財政状態を勘案すると大規模修繕の負担は重く、直営での運営ではなく、民間資金を活用した契約形態が望ましいと考えられる。現在の契約終了後の新たな契約形態としては、指定管理者制度を採用する、あるいは、現在のBT0 (BuildTransferOperate) 方式とは異なる維持管理・修繕型のPFI契約とするといった選択肢が考えられる。時間は少しあるが、今後維持管理計画を精緻に策定し、県の財政を踏まえた適切な選択を行うため早めの対応をされたい。	現事業期間終了後の管理手法を見据え、現PFI事業者との情報共有や事後評価に向けた情報整理を進めていく。
136	意見63	新潟県立武道館 (謙信公武道館)	PFI事業者の作成した長期修繕計画の利用	庁舎等個別施設計画を構成する長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額は、「第4 全体的事項に関する監査の結果及び意見Ⅱ 公共施設等総合管理計画・個別施設計画4 長寿命化・老朽化対策(1) 個別施設計画の策定方法」で示したように、耐用年数経過時に単純更新する場合の改修費用(修繕・更新等費用の見込み額)を基礎に耐用年数を延長して算定しているが、長寿命化により必要となる予防保全費用が十分に考慮された金額とはなっていない。 PFI事業者の長期修繕計画は、予防保全を前提としたものであり、また、令和元年度から令和15年度の金額は、その期間に県がPFI事業者へ支払う金額と同額であることから、長期修繕計画の精度は、修繕・更新等	PFI事業者が作成した長期修繕計画の共有・活用について協議し、より精度の高い修繕計画の策定に努めていくこととした。

				費用の見込み額の金額より高いと考えられる。 庁舎等個別施設計画を構成する長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額の作成に当たり、PFI事業者の作成した長期修繕計画を活用することも検討されたい。	
137	意見64	新潟県立武道館（謙信公武道館）	公共施設等総合管理計画の策定方法	庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」は、「第4 全体的事項に関する監査の結果及び意見Ⅱ 公共施設等総合管理計画・個別施設計画 4 長寿命化・老朽化対策（1）個別施設計画の策定方法」で示したように、耐用年数経過時に単純更新する場合の改修費用（修繕・更新等費用の見込み額）を基礎に耐用年数を延長して算定しているが、長寿命化により必要となる予防保全費用が十分に考慮された金額とはなっていない。 公共施設等総合管理計画における「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」については、全計画期間にわたり、長寿命化を前提とした予防保全を考慮したものとして策定されたい。	公共施設等総合管理計画における当該施設の「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」については、同計画所管部署から示される算定方法に基づき、全計画期間で予防保全に係る費用を適切に反映することとした。 また、当該施設の修繕計画については、予防保全の考え方を踏まえて作成することとした。
138	意見65	新潟県立武道館（謙信公武道館）	公共施設等総合管理計画の記載金額	公共施設等総合管理計画における「維持管理・更新等見込額」の算定において、令和7年度から令和16年度の数值は、庁舎等施設に係る長寿命化計画の数值に基づいて記載している。このうち、令和7年度から令和15年度はPFIの事業期間と重複している。PFI制度では、この期間の修繕・更新費用の支払額は確定しているため、公共施設等総合管理計画の令和7年度から令和15年度の数值は、PFIへの支払額を記載することを検討されたい。 なお、物価変動があった場合には、物価変動を反映した支払額を公共施設等総合管理計画に記載することも検討されたい。	公共施設等総合管理計画における記載金額にPFIへの支払額を含めるとともに、物価変動を反映した支払額となるよう、関係部署と調整を図ることとした。
140	意見66	新潟県立武道館（謙信公武道館）	長期修繕計画に基づく実施のモニタリング	PFI事業者が計画どおりに必要な修繕を実施していない場合、施設の性能が維持できなくなる可能性がある。 県は、PFI事業者との契約時にPFI事業者が定める長期修繕計画を受領し、建築・設備の見直し・長期修繕計画の追加について変更協議があった場合に、変更後の長期修繕計画を受領している。一方、PFI事業者は、修繕実績を踏まえて長期修繕計画の修繕の実施予定時期を每期更新しているが、県は、PFI事業者と契約に規定されていないという理由でこの每期更新される長期修繕計画を受領していない。 県は、PFI事業者が契約に従い、必要な修	PFI事業者が作成した長期修繕計画の共有・活用について協議し、適切なモニタリングに活用していくこととした。

				繕・更新を計画どおり実施していることや今後の修繕計画や修繕の進捗状況をモニタリングするため、PFI事業者が每期更新した長期修繕計画を受領することを検討されたい。	
141	意見67	新潟県立武道館 (謙信公武道館)	施設利用状況の改善	施設の利用状況に関して分析、報告を行うに当たり、以下の課題が考えられる。 ・利用者数の分析を実施するとともに施設の稼働率に関する分析を報告することが有用であると考えられる。 ・計画の数値は、PFI契約時においてPFI事業者が提出した提案書に記載した数値である。県への報告において必要な比較にはなるが、運営開始後の変化を反映していないことから、年次の施設の運営において目標となる数値としては必ずしもふさわしいとは言えない。前年実績との比較が基礎になると考えられるが、年度ごとに環境を踏まえた目標値を設定したうえで運営にあたることが望ましい。 特に弓道場（遠的）、相撲場、研修室、会議室等の稼働率が低いものと考えられるが、全体の稼働率の向上のため、以下のアプローチを検討されたい。 ア．現状の正確な把握と分析 イ．積極的な利用促進策の実施 ウ．施設の改善と再編	PFI事業者と協議の上、利用者数に加え施設の稼働率の把握・分析について検討するとともに、実態を踏まえた目標設定や利用促進策の検討を行い、施設の有効活用に努めていくこととした。
144	意見68	新潟県立武道館 (謙信公武道館)	利用者アンケートの効果的な実施	施設運営の評価において、業務の履行状況の確認だけでは把握することが難しいサービスの質についても適切に評価するため、施設利用者等の満足度等を評価に反映させる目的で、利用者アンケートを実施することは望ましいと考えられる。その上で、以下の点について改善することを検討されたい。 ・利用者アンケートの回収件数については、特に団体利用者に対してはより件数を増やすことが有用であると考えられる。 ・利用者の意見やクレームについて、その対応方針又は対応結果を一覧表で作成し、継続的に検討すべき案件を明確にすることが望ましいと考えられる。 ・集計の方法としては、施設別に分析を行うことでより有用な分析結果が得られるものと考えられる。	PFI事業者と協議の上、利用者アンケートの回収方法や分析手法の改善を検討するとともに、利用者意見への対応状況を適切に管理し、サービス向上に活用していくこととした。

146	意見69	新潟県立 武道館 (謙信公 武道館)	備品に貼 付されたシ ールの管理 について	備品に添付されたシールには備品の管理 Noや品目等のその備品固有の情報が記載さ れており、備品を正確に管理するうえで重 要な情報であると考えられる。シールに記 載された内容が判読困難であると、物品管 理及び照合作業に際しての業務効率が低下 する可能性がある。当施設では管理する備 品の所在確認及び状態確認を自主的に毎月 実施しているとのことであるが、その際に シールの記載が薄くなっていたり解読が困 難になっていたりするものを見つけ次第、 明確に判読できるよう書き直しする作業を あわせて行うことを検討されたい。	定期的を実施して いる備品確認の際の シールの状態確認に おいて、シールの状 態に応じて速やかに 書き直し作業を行う こととした。
149	意見70	新潟県立 武道館 (謙信公 武道館)	修繕・更新 業務に関 するサービ ス対価の改 定	県では、修繕費の物価変動の指標として 賃金指数を用いている。令和6年度の改定 率は4.5%である。修繕には工賃のほかに修 繕材料等工賃以外の原価が含まれている。 工事費デフレーターで同様の方法で計算し たところ変動率は26.7%となった。これは、 資材の高騰により、工事費デフレーターの 上昇率が賃金上昇率より高くなっているた めと考えられる。 物価上昇が継続している状況においては、 PFI事業者の物価上昇による負担が増加す ると考えられる。修繕・更新費用の物価上 昇分を適切に反映するには、指標の見直し を検討されたい。	物価上昇等による PFI事業者への収支へ の影響を注視すると ともに、物価上昇に 対応したサービス対 価のあり方について、 関係部署と調整を図 りながら対応するこ ととした。
155	意見71	新潟県立 長岡屋内 総合プー ル(ダイ エープロ ビスフェ ニックス プール)	P F I 制度 の再導入 等の検討	施設の運営に使用している重要な設備が 適時に修繕・更新できず故障した場合、施 設の運営に支障が出る可能性がある。また、 大会等が中止になった場合は、指定管理者 の利用料金収入が大きく減少し、指定管理 者の負担や県の負担が増加する可能性がある。 指定管理者の事業期間は5年であり、指 定管理者が適切に業務を実施するためには、 適時に設備の修繕等を行い、運営に支障が 出ないようにすることが望ましい。 指定管理者制度での設備更新、修繕予算 の確保の方法を検討するとともに、長期に わたり設備更新、修繕予算を確保し、その 範囲内で事業者が修繕・設備更新を行うPFI 制度の再導入についても、比較・検討され たい。 それでもなお、長期的に、施設の修繕・ 更新が適時に行うことができない状況が続 くと見込まれる場合には、施設の縮小・統 廃合を検討することも考えられる。	令和8年度に施設 の劣化度調査を実施 し、今後の長期修繕 計画を策定するとと もに、PFI制度の再導 入を含め、次期管理 手法を検討する。

156	意見72	新潟県立 長岡屋内 総合プー ル（ダイ エープロ ビスフェ ニックス プール）	公 共 施 設 等 総 合 管 理 計 画 の 策 定 方 法	公共施設等総合管理計画策定に当たり、「維持管理・更新等見込額」の算定において、長岡屋内総合プールでは、令和7年度から令和16年度の10年間については、庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」に基づいて算定されている。 庁舎等施設に係る長寿命化計画を構成する「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」は、「第4 全体的事項に関する監査の結果及び意見Ⅱ 公共施設等総合管理計画・個別施設計画 4 長寿命化・老朽化対策（1）個別施設計画の策定方法」で示したように、耐用年数経過時に単純更新する場合の改修費用（修繕・更新等費用の見込み額）を基礎に耐用年数を延長して算定しているが、長寿命化により必要となる予防保全費用が十分に考慮された金額とはなっていない。 公共施設等総合管理計画における「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」については、全計画期間にわたり、長寿命化を前提とした予防保全を考慮したものとして策定すべきである。	公共施設等総合管理計画における当該施設の「長寿命化した修繕・更新等費用の見込み額」については、同計画所管部署から示される算定方法に基づき、全計画期間で予防保全に係る費用を適切に反映することとした。 また、当該施設の修繕計画については、予防保全の考え方を踏まえて作成することとした。
157	意見73	新潟県立 長岡屋内 総合プー ル（ダイ エープロ ビスフェ ニックス プール）	修 繕 の 着 実な実施	長岡屋内総合プールの令和6年度の修繕要望に係る資料を閲覧した結果、修繕の緊急性・必要性が一定程度あると想定され得る設備等に対して修繕が進捗していない状況が確認された。例えば、競泳用等に使用されるメインプールを25m仕様・50m仕様に可変させるための可動壁の制御部品の交換（可動壁制御盤部品交換（メイン））については、部品に不具合が発生した場合、復旧に長時間を要する可能性があり、状況によってはメインプールを使用した大会が中止となる事が想定され得ることであるが、令和6年度に修繕は行われておらず、令和7年度においても修繕は計画されていない。 設備等が実際に故障していない状況であったとしても、修繕の緊急度が高く、かつ、修繕を行わない場合には、施設運営に支障が及ぶ可能性はある。 県財政には限りはあることから、予算要求に対する措置に限界は当然あると考えられるが、修繕の予算措置等を含めた修繕計画のPDCAサイクルの中で、施設の継続的な運営を維持するための修繕の着実な実施に努められたい。	修繕計画の進捗状況を毎年度確認するとともに、安全性確保や機能維持等の観点から必要に応じて計画の見直しを行っていくこととした。

158	意見74	新潟県立長岡屋内総合プール（ダイエープロビスフェニックスプール）	施設及び保有設備の維持管理・更新等の記録の引き継ぎの必要性	施設及び保有設備に関して、定期点検等による保全業務は行われており、指定管理期間における施設の維持管理・更新等の履歴が一元管理されているが、県では、現指定管理契約以前のPFI期間の維持管理・更新等の記録の引き継ぎが行われておらず、施設及び保有設備の維持管理・更新等の記録が不足している状況である。 施設の設立時からの施設情報を一元化した保全台帳を作成するために、県において、施設及び保有施設等の点検履歴や修繕履歴等施設の維持管理・更新等の記録をPFI事業者や指定管理者から適時に引き継ぎを行うことを検討されたい。	管理体制に変更が生じる際は、それまでの管理記録を県が徴取し、次期指定管理者に詳細に引き継がれるよう対応することとした。
159	指摘4	新潟県立長岡屋内総合プール（ダイエープロビスフェニックスプール）	受付事務業務日誌の運用不備について	毎営業日の受付事務の実績は、施設の利用状況の把握及び利用料金収入の計算根拠として重要な情報となる。よってその集計資料である受付事務業務日誌には正確性及び正当性の確保が必要不可欠であることから、適時の確認及び適切な承認を経る必要がある。この度、受付事務業務日誌の作成時において検出された「受付事務責任者、運営業務責任者による承認漏れ」「ジャーナルからの数値転記誤り」といった事態を受け、指定管理者は関係職員に対し同様の業務遂行上の不備が発生しないよう意識付けを改めて行う必要があり、県も当事実に対して指定管理者へ是正指導をされたい。	指定管理者に対し、受付事務業務日誌の運用について正確性及び正当性の確保を図るとともに、適時の確認及び適切な承認を経るよう是正指導を行った。
159	意見75	新潟県立長岡屋内総合プール（ダイエープロビスフェニックスプール）	受付事務業務日誌の業務に係る規程の整備について	当業務に携わる職員に対して逸脱のない業務運営への意識付けをするとともに、業務の正常かつ円滑な運営を達成できるよう、規程類に当業務フローを明文化し、その遵守を徹底されたい。 指定管理者が日々の営業実績の集計及び承認に際し上記の徹底を図るべく、県は指定管理者に対し当業務を規程類に整備すること並びに当規程に則した運用を徹底することを指導されたい。	指定管理者に対し、営業実績の集計及び承認に係る業務手順の明文化及び遵守を図るよう指導するとともに、当該規程に基づく運用状況の確認を行う。
160	意見76	新潟県立長岡屋内総合プール（ダイエープロビスフェニックスプール）	会議室稼働率の分析	施設の有効利用の観点からは、貸出を行う会議室の稼働状況は、貸出可能枠に対してどれだけの貸出が行われたか、すなわち、稼働率（実績÷貸出可能枠）として把握する視点は重要である。 現状として会議室利用者数の実績集計は実施されているが、会議室の稼働率という観点からは運営分析を行っていない。 会議室のさらなる有効利用を図り施設運営を行うため、稼働率（実績÷貸出可能枠）を算定し、事業計画と実績を対比して計画達成度・課題の識別を行い、課題に対する	指定管理者と協議の上、会議室の稼働率の把握を検討し、利用促進に向けて改善に活用していく。

				改善方策の検討を行う管理手法を取り入れられたい。	
161	意見77	新潟県立長岡屋内総合プール（ダイエープロビスフェニックスプール）	預り物品の保管スペースの明確化について	団体利用者が所有する物品を当施設の倉庫にて保管する場合には、倉庫内に預かった物品の保管用スペース（区画）を明示的に設けることを検討されたい。施設の責任にて管理する備品とそうではないものの区別が明確化され、指定管理者による効率的な備品管理に資することが期待される。 また、団体利用者の物品預かりスペースは、団体別にそれぞれ別々に設けることを検討されたい。異なる団体同士の物品が混同することによる紛失や取り違い等を防ぐことに寄与すると考えられる。	指定管理者と協議の上、施設備品と利用団体所有物品の区分管理について検討し、適切な物品管理に努めていく。
165	意見78	新潟県立長岡屋内総合プール（ダイエープロビスフェニックスプール）	物価変動の指定管理料への反映について	物価変動のリスク分担は指定管理者負担としているため、物価が上昇しても指定管理料は変わらず、物価上昇分を指定管理者が負担する。 物価上昇等により、指定管理者の収支が悪化する状況が継続する場合、指定管理者となる事業者がなくなり、指定管理者制度の運用が困難となる可能性がある。 指定管理者制度を持続的に運用するために、物価上昇に対応する指定管理料の設定について検討されたい。	物価上昇等による指定管理者への収支への影響を注視するとともに、物価上昇に対応した指定管理料のあり方について、関係部署と調整を図りながら対応することとした。
171	意見79	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	指定管理者の応募が1者であることについて	センターにおける指定管理者について、公募ではあるが1者しか応募がない状況であった。応募者が1者であることは、指定管理者制度の具体的メリットとされる「複数の候補の中から指定管理者を指定することができることから、競争原理が働き、地方公共団体における経費負担の軽減を期待」することができない。県では、あり方委員会の提言を受け、サウンディング調査を実施し、公益財団法人新潟県スポーツ協会以外の民間事業者の参入可能性を探り、結果的に令和8年度から令和12年度までの指定管理者については、応募1者ながら4団体の共同事業体による応募を募ることができた。指定管理者制度を導入し、民間事業者の参入は可能になった中、応募が1者の状況が長く続いており、指定管理者制度導入のメリットを生かせていなかったが、あり方委員会の提言により指定管理者制度の導入も意味のあるものとなってきた。 担当課においては、今後も応募者を増やす努力をし、指定管理者制度のメリットである競争原理が働くような環境の整備を進められたい。	現指定管理者へのヒアリング等により、民間事業者の参入可能性を高めるための施設機能や業務仕様のあり方について検討することとした。

175	意見80	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	あり方検討委員会の報告書について	あり方検討委員会の報告書に記載されていることは、すぐにでも対応することが可能なものから、長期的なビジョンを持って検討し、対応していくものもある。これまで蓄積してきた専門的な知見やノウハウを活かし、多くのアスリートを支援するとともに、県民の生活習慣改善・指導者養成等に寄与してきた実績を基に、長年培ったハイパフォーマンススポーツ（トップアスリート）へのサポートで得られたスポーツ医科学に関する知見や、質の高い医学的支援・運動指導で得られた健康づくりに関するノウハウ等を、広く地域社会に還元していくことが求められていることから、センターの果たす役割に対する期待は大きいものと考えられる。あり方検討委員会の提言に基づき、県民の期待に応えられるようなセンターとしていくことが望まれる。	あり方検討委員会の提言を踏まえ、令和8年度から新たな事業展開を図ると共に、事業別の成果指標・達成目標を設定した。
176	意見81	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	修繕の着実な実施	センターの修繕要望の計画資料の閲覧及びセンター担当者への質問の結果、医療機器の使用の安全性の面から修繕に関して予算要求は行っているものの、監査対象年度である令和6年度を含めた直近2年度において予算措置に至っておらず、修繕が進捗していないなどがあることが明らかになった。 修繕の緊急度が高く、かつ、修繕を行わない場合に利用の安全性に影響がある機器等の修繕を行わない場合、施設運営に支障が及ぶ可能性はある。 県財政には限りがあることから、予算要求に対する措置に限界は当然あると考えられるが、修繕の予算措置等を含めた修繕計画のPDCAサイクルの中で、施設の継続的な運営を維持するために修繕の着実な実施に努められたい。	修繕計画の進捗状況を毎年度確認するとともに、安全性確保や機能維持等の観点から必要に応じて計画の見直しを行っていくこととした。
177	意見82	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	黒カビ発生防止について	センターの建物は、構造上の問題と冷房による除湿が行われていないことから、湿気がたまりやすく、カビが発生しやすい環境にある。 カビについては、胞子が気管支へ入ることによってぜんそくが引き起こされるなどの健康被害が考えられ、利用者の不安材料になることから、早期の解決が求められるが、建物の構造上湿気がたまりやすいとのことであり、抜本的な対策を講じることが難しい。応急措置で対応することになると考えられるが、黒カビの発生原因となる湿気を取り除くための除湿器の設置等、現状対応できる措置を検討し、実行することで、	黒カビ発生防止対策として、工業用扇風機及び家庭用除湿器の設置等の応急措置を行うとともに、新たに業務用除湿器の設置を検討する。

				利用者の懸念材料を取り除き、安心して施設を利用してもらえるよう検討されたい。	
178	意見83	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	保全台帳作成の必要性	施設及び保有設備等に関して、定期点検等による保全業務は行われているが、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳による保全管理には至っていない。 以下の観点から、施設の維持管理・更新等の履歴をデータベース化し、施設情報を一元化した保全台帳を作成されたい。 - 施設の適切な維持管理を図り、ライフサイクルコスト（LCC）を縮減することを目的に、建物本体や設備等に関する中長期的な修繕計画を策定するための基礎情報として利用するため。 - 施設の老朽化や劣化が進行する前の早期段階で予防的な対策（予防保全）を実施し、施設の長寿命化を図るための計画的かつ効率的な管理を継続的に行うため。	過去の修繕履歴や点検履歴等の既存資料を整理・活用し、中長期的な施設維持管理に必要な情報を一元管理する保全台帳の作成を順次進め、適切な維持管理を図ることとした。
180	意見84	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	利用率改善施策の検討及びモニタリング	センターは、令和6年度年間事業報告にて事業ごとに利用状況を分析し、自己評価を行っている。 自己評価はAA・A・B・Cがあり、数値基準として目標の80%未満がCの評価となる。Cの評価は競技水準向上事業において体力測定、スポーツ動作分析の項目が該当し、施設利用事業において研修室等利用、研修室等附属機器が該当する。 これら自己評価でCとなっている項目については、センターにおいて利用率改善施策を検討し、実行するとともに、改善傾向が見られるかについてセンター内でモニタリングを実施し、改善傾向が見られない場合には、さらなる方策を実行していくことが望まれる。また、実行した利用改善施策については、指定管理者の評価に組み入れ、県が適切に評価することも検討されたい。	指定管理者に対し、利用率改善施策の検討及び実行について改善指導を行った。 また、実行した利用改善施策について、モニタリング及び評価を実施した。
181	意見85	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	返戻再請求時のデータ送信記録について	センターでは、医師による診断、治療等の医療行為を行っており、保険負担分は新潟県国民健康保険団体連合会に請求し精算している。 センターでは、新潟県国民健康保険団体連合会に対する請求を行ったものの返戻があった場合、一度計上した未収入金及び収入を取消し、再請求時に未収入金及び収入を再度計上している。センターでは、再請求を行った月等の情報をメモ書きで保管しているが、再請求時のデータ送信記録は残されていない。 返戻再請求はセンターの医療行為に係る収入計上に係る重要な手続であることから、	新潟県国民健康保険団体連合会に対する保険負担分の請求について、返戻再請求時のデータ送信記録も保管することとした。

				返戻があったものの再請求手続が確実に行われたことを事後確認できるように、新潟県国民健康保険団体連合会へのデータ送信記録も保管することを検討されたい。	
184	意見86	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	必須事業と自主事業の区分経理の必要性	公益財団法人新潟県スポーツ協会では、必須事業の費用、自主事業の費用を区分して把握していないことから、自主事業の利益を把握できていないため、指定管理者制度で求められる自主事業で利益を得るインセンティブが失われている懸念がある。 また、実施報告書に指定管理に関する収支報告書等が添付されているものの、必須事業と自主事業を区分した収支は明らかにされていない。実績報告書に区分経理に基づく収支に関する報告を添付することで、指定管理者によるセンターの運営に関する収支を明らかにし、自主事業に対するインセンティブの向上についても、検討されたい。	指定管理に関する実績報告書に添付する収支報告書について、必須事業と自主事業を区分して記載するよう様式変更を行った。
185	意見87	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	施設におけるトレーナーの在り方について	トレーナー育成を県の事業として継続するのであれば、フィットネスホールの一般開放時にトレーナー志願者を配置して利用者へのアドバイスを実施し、現場での経験値を積み上げるというような実地訓練の場として活用することも効果的であると考えられる。	健康づくり実践指導事業（人材育成）において、新たに日本健康運動指導士会新潟県支部と連携した研修会を開催し、実地訓練の場として活用する。
185	意見88	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	フィットネスホールの取扱いについて	民間事業者が運営するスポーツジム等でも専門的知識や技能を持つスタッフが在籍している例は多数存在する。センターのフィットネスホールが有する利点として挙げられている単にトレーニング機器やスペースを提供するだけではなく、専門スタッフによる測定分析や指導がワンストップで受けられるという点は、必ずしもセンター特有のものではない。例えば、センターでは医師が在籍することを念頭に置いて医学的見地からの指導に特化するなど、事業の選択や集中を検討する余地もあると考えられる。	令和8年度からスポーツ医学部門を拡充し、医学的見地からの支援メニューの充実を図った。
187	意見89	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	「トキめき広場」の更なる利用改善について	「トキめき広場」は、新型コロナウイルス感染症拡大前は、複数の書棚に書籍・雑誌を多数置いていたが、新型コロナウイルス感染症の予防の観点で撤去し、施設の視察時には書棚は一つのみ設置となっており、書籍・雑誌の数も限定的となっている。そして、コロナ禍に書棚があった場所には、施設で使用されたタオル類が干されており、施設利用者が使えるスペースの機能を有していない。	スペース全体のレイアウト変更を行い、新たに約半分を専用利用スペースとするとともに、残り半分を一般利用スペースとして貸室事業を開始した。

				施設が有効に利用されているかという点を鑑みると、「トキめき広場」の余剰スペースは無駄になっている。 センターも利用策として「トキめき広場」でヨガの講座を開設するなど、工夫を凝らしてはいるが、根本的な利用改善には至っていない。「トキめき広場」のレイアウト変更や改修等を行い、新しい施設機能を付加することも一つであると考えられる。また、早急的な方策として、例えば、センター利用者にアンケートを取り、利用要望を反映させるなど、さらなる利用改善の余地を検討されたい。	
188	意見90	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	未使用施設（温水プール）の再活用について	センターの温水プールは平成19年度の途中から未使用となっており、施設視察時においても遊休状態が続いている。 元来は、健康づくり・スポーツ医科学という視点から、リハビリ専用利用とする、又は水中ウォーキング専用とするといった形で他施設との差別化を図り、県民の健康を支援する活用方法を検討することが望まれるが、プール機能の復旧に財政面等で困難が伴うのであれば、プール機能以外の用途も含めて、県民のニーズに応じかつ有効利用ができる施設の在り方を検討する必要がある。 施設担当者によると、本来のプール機能としての利用では無いが、水を抜いたプールが空気銃の射撃を行うに射撃距離・安全面等で丁度良い空間になるとのことで、射撃イベントを行っている団体と試行的に調整をしていたが、消防設備等の関係から具体的な利用の目途は立っていないとのことであった。 仮に当調整が不調に終わったとしても、定期的な施設の利用ニーズの確立に繋げるため、同種又は類似イベントの利用ニーズの掘り下げを行うなど、プール施設の有効利用の方策は引き続き検討されたい。	現指定管理者へのヒアリング等により、プール施設の有効利用の方策について引き続き検討することとした。
189	意見91	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	請求書発行先別の債権残高管理について	1件当たりの金額が多額でなくとも、回収遅延及び貸倒リスクを念頭に置いた債権残高管理体制を構築することが望ましい。 現在は特定の利用者に支払遅延の傾向が存在する状況ではないものの、支払遅延傾向が仮に今後顕在化するようになれば、当利用者に貸倒リスクを識別する必要がある。指定管理料を原資として展開している県の事業である以上、サービス提供の対価として生ずる債権の残高管理は厳格に実施することが望ましい。	請求書発行先別の債権残高管理票を作成し、より厳格な債権残高管理体制を構築する。

				現在は未収入金全体の残高管理のみに留まり、債権残高管理表の類は作成されていない。よって、頻繁に請求書対応を行う利用者に対しては利用者別の債権残高管理帳票を作成したり、未収計上額及び支払期日を一目見てわかるような形で整理した管理表を作成したりすることで適時な債権回収を効果的に実施することを検討されたい。	
191	意見92	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	紙媒体のカルテのデジタル化及び電子カルテの導入について	患者のカルテは紙媒体で作成、保存されており、古いものは段ボールに入れて倉庫にて永久保管されており、相当数のカルテが溜まっている状況であり保管スペースそのものを圧迫している状況である。また、センター担当者によると、過去のものを参照する際には膨大な量の中から時間をかけて探すという場面も少なくないとのことである。 紙媒体のカルテを電子化しデジタル保存することで、施設内の保管スペース圧迫の解消により余剰スペースが生まれ、施設の有効利用可能性の拡大が期待できる。そして電子化することで必要な情報へのアクセスが容易になることに加え、紙カルテの紛失可能性を低減することで情報管理の効率化及び個人情報管理体制の強化が期待できる。 また、電子カルテの導入については現状予定が無いとのことであるが、厚生労働省では、「医療DX令和ビジョン2030」において「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」ことを目標としており、電子カルテの導入は国の施策に沿うものになる。 以上を踏まえ、カルテの電子保存及び電子カルテの導入の検討を進められたい。	国の施策の進捗状況を踏まえ、電子カルテの導入について関係部署と調整を図りながら検討していく。
192	意見93	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	仮置きスペースにある不要品の処分について	仮置きスペースにあるトレーニング機器は、使用可能な状態のため廃棄は不要であることを前提としている。医療機器は既に使用されないものであり、今後も使用しないのであれば、不要な機器であることから廃棄について検討すべきである。また、仮置きスペースにトレーニング機器を置いておかなければならないほどスペースに余裕がないのであれば、利用の程度に応じた保有機器類の最適化についても検討し、不要なものは適宜廃棄するなどの処置を講じることも、適切な資産管理のうえでは重要であると考ええる。	仮置きスペースにある不要品は、全て廃棄処分を行った。

198	意見94	新潟スタジアム (デンカビッグスワンスタジアム)	民間活用等の施設の在り方に関する検討	新潟スタジアムは平成13年3月竣工、同4月29日オープン、県立野球場は平成21年7月竣工及びオープンとなり、今後多額の更新及び維持管理費用が発生することが予想される。Park-PFIの導入のほか、県の財政を踏まえると更新費用を賄うためのPFI事業の導入も視野にいれるなど検討されたい。	引き続き、県立都市公園においてPark-PFIの導入検討を行うなど、更新費用にかかる財源の獲得に向けて対応していく。
200	意見95	新潟スタジアム (デンカビッグスワンスタジアム)	中長期計画と短期計画における金額の見直し	中長期計画は年度ごとの事業規模（該当施設、数量、費用）を把握する目的で作成している。直流電源装置更新(AからD電気室)について、中長期計画の金額と要望一覧の金額が乖離している。要望一覧の金額は見積、中長期計画の金額は建設時の費用に物価補正をかけたものであり、金額の乖離は算定精度の違いによるものとのことである。 要望一覧の金額が中長期計画の金額より大きい状況においては、将来の修繕・更新費用が過少に算定される。 将来の修繕・更新費用を適切に把握できるように、算定精度による乖離が大きい状況においては、乖離の内容を分析して、例えば、その要因が物価上昇によるものであれば、物価上昇を反映させるなど適時に、中長期計画の金額を見直すことを検討されたい。合わせて、中長期計画を踏まえて作成される短期計画の金額を見直すことも検討されたい。	物価変動等を考慮したうえで、将来の修繕・更新費用について把握し、適切な修繕・更新ができるよう、適宜実施内容の見直しを行っている。 限られた予算の中で効果的・効率的な修繕・更新ができるよう、工法の見直し等を行いながら、柔軟に対応していくこととする。
201	意見96	新潟スタジアム (デンカビッグスワンスタジアム)	維持管理・更新等に係る費用の範囲について	都市整備課で算定した見込額報告様式の長寿命化・見込額には、指定管理料が含まれており、施設の運営に関する人件費・経費等の維持管理・更新等に係る費用に該当しない費用が含まれる。公共施設等総合管理計画の長寿命化・見込額を適切に作成するため、維持管理・更新等費用の範囲を確認し、見込額報告様式の長寿命化・見込額を作成されたい。	公共施設等総合管理計画における当該施設の「長寿命化・見込額」については、同計画所管部署から示される算定方法に基づき、指定管理料に含まれる維持管理・更新等の費用を適切に反映することとした。
203	意見97	新潟スタジアム (デンカビッグスワンスタジアム)	個別施設計画と公共施設等総合管理計画	都市整備課が所掌するインフラ施設（公園施設等）では、公共施設等総合管理計画の元資料である見込額報告様式の長寿命化・見込額の数値は、公債費負担適正化計画の数値を上限の目安としている。 新潟スタジアムと県立野球場の社会資本維持管理計画を構成する短期計画の修繕・更新等の費用は、予防保全に基づいて長寿命化した60年間の中長期計画の修繕・更新等の費用よりも少ない。	計画している修繕や更新に必要な予算の確保に努めるとともに、限られた予算の中で効果的・効率的な修繕・更新ができるよう、工法の見直し等を行いながら、柔軟に対応していくこととする。

				短期計画は、修繕・更新等費用を年度予算の目標値内に収めるため、防災・消火設備など安全性に関わる工事を優先し、管理区分に応じて重要部位から対応したうえで、耐用年数を基本に工事の後ろ倒しによる平準化を行い作成している。令和6年度から令和20年度までの中長期計画の合計と短期計画の合計の差額は新潟スタジアムと県立野球場の合計で17,841百万円あり、令和21年度以降に先送りした予防保全管理項目の金額は、新潟スタジアムと県立野球場の合計で9,540百万円ある。このような予防保全管理等の先送りにより、突発的な不具合が発生する可能性が高まると考えられる。 また、新潟スタジアムと県立野球場の見込額報告様式の長寿命化・見込額は、短期計画の維持管理・更新等の費用よりも少ないことから、令和7年度から令和16年度の社会資本維持管理計画で計画されていた施設の修繕や更新が計画どおり実施されず、令和17年度以降に先送りになる可能性がある。 その結果、計画されていた修繕や更新が適時に実施されず、長寿命化が適切に行われない可能性がある。長寿命化が適切に実施されない場合には、老朽化による維持費増や突発修繕で長期的なコスト増につながる可能性もあると考えられる。 長寿命化を確実に達成するため、予防保全の実施を先送りしない社会資本維持管理計画や公共施設等総合管理計画の策定を検討されたい。	
205	意見98	新潟スタジアム (デンカビッグスワンスタジアム)	修繕の着 実な実施	要望一覧が策定されているが、計画どおり実施されていない状況である。修繕の先送りは、予防保全等が適時に実施されず、長寿命化・老朽化対策が実現しない、将来的な修繕費用や更新費用を増大させる、施設の運営に支障をきたすなどのリスクがある。 要望一覧で計画されている工事等の進捗等をPDCAサイクルの中で毎年度把握し、施設機能の維持に有効かつ即応した修繕対応を行われたい。	修繕計画の進捗状況を毎年度確認するとともに、安全性確保や機能維持等の観点から必要に応じて計画の見直しを行っていくこととした。
206	意見99	新潟スタジアム (デンカビッグスワンスタジアム)	利用者ア ンケートの 効果的な 実施	施設運営の評価において、業務の履行状況の確認だけでは把握することが難しいサービスの質についても適切に評価するため、施設利用者の満足度等を評価に反映させる目的で、利用者アンケートを実施することは望ましいと考えられる。 しかし、県に報告されているアンケート結果は、新潟県立都市公園を対象としたア	令和8年度からアンケートの設問を見直すとともに、内容について整理し、必要に応じて継続的に検討すべき案件を明確にし対応していくこととした。

				ンケート結果であり、新潟スタジアムの管理及び運営、あるいはイベントの内容について細かく質問をするアンケート形式とはなっていない。また、自由記載となる意見についても記載の件数は少ない。 管理業務の内容と質の向上を図るため、アンケートの設問については、新潟スタジアムの管理及び運営についての設問を多く設け、自由意見についても広く回答を求めることを検討されたい。 その上で、利用者からの意見やクレームについて、その内容、対応方針及び対応結果等を一覧表で作成し、継続的に検討すべき案件を明確にすることを検討されたい。	
207	意見100	新潟スタジアム（デンカビッグスワンスタジアム）	簿外の貯蔵品に関する取扱いについて	切手等の貯蔵品については貯蔵品の増減があったタイミング及び年度末のタイミングにおいて、施設担当者が現物と受払簿の照合を行うというルールが整備されている。 一方で、そのルールの運用が徹底されなかったことにより簿外の切手が発生していることが確認された。今回確認した切手を含むその他の貯蔵品についても管理責任が不明確なものが発生しないよう日々の業務においてルールの運用を徹底されたい。	切手を含む貯蔵品の管理について、本部で一括管理することを原則とし、事務所での保管は最小限とすることや、毎月末頃に事務担当者が在庫確認を行うこと等の管理ルールの的確な運用の徹底について共有し、確認した。
208	意見101	新潟スタジアム（デンカビッグスワンスタジアム）	遊休備品の適時な廃棄及びリスト化について	長期間使用されていないにもかかわらず物品管理簿に記載されている遊休備品については、適時に廃棄を行い、年に一度実施している備品照合の業務に伴う管理コストの削減や廃棄により生じた新しいスペースの活用等について検討されたい。 また、指定管理者は、指定管理期間が決められていることから、廃棄を先送りすることで現指定管理者の備品の廃棄負担を次期指定管理者に転嫁することも可能であり、そのような状況を防止するためにも現指定期間中に適時に廃棄することを検討されたい。加えて、廃棄すべき備品の全体像や優先順位を可視化するためにも、遊休備品のリストを作成することを検討されたい。	不用物品について県と返還・廃棄手続の協議を行うほか、遊休備品リストを作成し、備品の適正な管理を行うとともに、管理コストの削減や廃棄により生じたスペースの有効活用に努めることとした。
208	意見102	新潟スタジアム（デンカビッグスワンスタジアム）	記載が不明瞭なシールの修正や貼り直しについて	備品に貼付されたシールには、備品の管理Noや品目等、その備品固有の情報が記載されており、備品を正確に管理するうえで重要な情報であると考えられる。そのため、シールの記載が不明瞭である場合、年に一度実施される備品照合の際も照合自体に時間がかかり、業務効率が低下する恐れもある。 よって、シールの記載が不明瞭であるこ	不明瞭な備品シールの貼り直しを行った。今後もシールの状態確認を継続し、シールの状態に応じて適切にシールの修正や貼り直しを行うこととした。

				とを発見した際には、適切にシールの修正や貼り直しをすることを検討されたい。	
210	指摘5	新潟スタジアム (デンカビッグスワンスタジアム)	職員を対象とした情報管理教育及び情報管理体制の点検の実施について	事業計画書には、情報漏洩に対する職員教育の強化や情報漏洩対策などが記載されているが、指定管理者は、情報漏洩に対する訓練や研修、及び情報セキュリティ体制に関するセルフチェック等を定期的には実施していない状況である。 職員の情報リテラシーや情報セキュリティに関する意識の維持・向上を図り、合わせて組織として適切かつ十分な情報保護環境を確保するため、少なくとも1年に1回程度は、情報管理に関する教育研修や情報管理体制の点検を実施する機会を設けることを検討されたい。	情報管理・情報漏洩対策に関する研修を行うほか、情報管理体制の適切な運営を確保するため、年1回、情報管理に関する運用状況について本部による点検を実施することとした。
211	意見103	新潟スタジアム (デンカビッグスワンスタジアム)	指定管理料への物価変動の反映	物価変動のリスク負担は指定管理者としているため、物価が上昇しても指定管理料は変わらず、物価上昇分を指定管理者が負担する。 物価上昇等により、指定管理者の収支が悪化する状況が継続する場合、指定管理者となる事業者の応募がなくなり、指定管理者制度の運用が困難となる可能性がある。 指定管理者制度を持続的に運用するために、物価上昇に対応する指定管理料の設定について検討されたい。	物価上昇等による指定管理者への収支への影響を注視するとともに、物価上昇に対応した指定管理料のあり方について、関係部署と調整を図りながら対応することとした。
217	意見104	新潟県立野球場 (HARD OFF ECOスタジアム新潟)	中長期計画と短期計画における金額の見直し	中長期計画は年度ごとの事業規模(当該施設、数量、費用)を把握する目的で作成している。グラウンド照明更新について、中長期計画の金額と修繕見積りの金額が乖離している。要望一覧の金額は設計をして積算したもの、中長期計画の金額は建設時の費用に物価補正をかけたものであり、金額の乖離は算定精度の違いによるものである。 要望一覧の金額が中長期計画の金額より大きい状況においては、将来の修繕・更新費用が過少に算定される。 将来の修繕・更新費用を適切に把握できるように、算定精度による乖離が大きい状況においては、乖離の内容を分析して、例えば、その要因が物価上昇によるものであれば、物価上昇を反映させるなど適時に、中長期計画の金額を見直すことを検討されたい。合わせて、中長期計画を踏まえて作成される短期計画の金額を見直すことも検討されたい。	物価変動等を考慮したうえで、将来の修繕・更新費用について把握し、適切な修繕・更新ができるよう、適宜実施内容の見直しを行っている。 限られた予算の中で効果的・効率的な修繕・更新ができるよう、工法の見直し等を行いながら、柔軟に対応していくこととする。

219	意見105	新潟県立 野 球 場 (HARD OFF ECO スタジア ム新潟)	修 繕 の 着 実な実施	修繕要望が策定されているが、計画どおり実施されていない状況である。修繕の先送りは、予防保全等が適時に実施されず、長寿命化・老朽化対策が実現しない、将来的な修繕費用や更新費用を増大させる、施設の運営に支障をきたすなどのリスクがある。 要望一覧で計画されている工事等の進捗等をPDCAサイクルの中で毎年度把握し、施設機能の維持に有効かつ即応した修繕対応を行われたい。	修繕計画の進捗状況を毎年度確認するとともに、安全性確保や機能維持等の観点から必要に応じて計画の見直しを行っていくこととした。
220	意見106	新潟県立 野 球 場 (HARD OFF ECO スタジア ム新潟)	未 収 入 金 の 管 理 方 法 の 改 善 について	請求書対応の相手先は限られる一方、1件当たり数百万円という大口の請求もある。未収入金の管理は得意先に対して発行した請求書の写しをファイリングし、入金が確認できたら当ファイリングから取り除くという運用を行っている。請求書写しのファイリングという管理のみでは、入金があったにもかかわらず写しのファイリングからの除去を失念し、未収入金の消込が適切に行われないリスクに加え、写しの紛失や写しの取り忘れに起因した不明入金発生リスク等が否定できない。 このため、請求書発行と同時にデータ上で案件を記録し、得意先、計上日付、金額、内容等を一覧化するとともに、入金時には当該データを一覧から消去するというような体制を整えることで、即時に未処理事項の有無が判明し、不明入金発生の防止にも役立てるようにすることが望ましい。	未収入金に係る請求書管理簿を作成し、請求書発行から入金完了に至るまでデータで管理を行うこととした。
220	指摘6	新潟県立 野 球 場 (HARD OFF ECO スタジア ム新潟)	職 員 を 対 象とした情 報 管 理 教 育 及 び 情 報 管 理 体 制 の 点 検 の実施につ いて	事業計画書には、情報漏洩に対する職員教育の強化や情報漏洩対策などが記載されているが、指定管理者は、情報漏洩に対する訓練や研修、及び情報セキュリティ体制に関するセルフチェック等を定期的には実施していない状況である。 職員の情報リテラシーや情報セキュリティに関する意識の維持・向上を図り、合わせて組織として適切かつ十分な情報保護環境を確保するため、少なくとも1年に1回程度は、情報管理に関する教育研修や情報管理体制の点検を実施する機会を設けることを検討されたい。	情報管理・情報漏洩対策に関する研修を行うほか、情報管理体制の適切な運営を確保するため、年1回、情報管理に関する運用状況について本部による点検を実施することとした。

225	意見107	新潟県立 鳥屋野潟 公園スケ ートパー ク (AIRMAN スケート パーク)	中 長 期 計 画の策定	当施設では、10年間の長寿命化対策を記載した公園施設長寿命化計画が作成されているが、10年を超える中長期計画は作成していない。 中長期計画を作成することにより、長寿命化・老朽化に対応した長期的な維持管理・更新等を計画的に行うことができる。また、中長期計画により将来の維持管理・更新等の費用を把握することができ、将来の財政負担が明らかになり、県全体の公共施設等の管理に役立てることが可能となる。 中長期計画は10年後の公園施設長寿命化計画の見直しの時に作成する予定とのことであり、10年を超える中長期計画の作成を着実に実施されたい。	中長期計画については、次回見直しの際に作成することとしている。
226	意見108	新潟県立 鳥屋野潟 公園スケ ートパー ク (AIRMAN スケート パーク)	点検マニ ュアル作 成の必要 性	施設及び保有設備等に関して、定期点検等による保全業務は行われているが、施設の維持管理を一定の水準で実施するための設備の点検マニュアルが作成されていない。施設の維持管理のための点検を適切に実施するため、点検マニュアルの作成を検討されたい。	指定管理者が実施している日常点検及び今後必要となる定期点検の内容を業務仕様書に明記する。
226	意見109	新潟県立 鳥屋野潟 公園スケ ートパー ク (AIRMAN スケート パーク)	保 全 台 帳 作 成 の 必 要 性	施設及び保有設備等に関して、定期点検等による保全業務は行われているが、施設の維持管理・更新等の履歴を一元化した台帳による保全管理には至っていない。 以下の観点から、施設の維持管理・更新等の履歴をデータベース化し、施設情報を一元化した保全台帳を作成されたい。 ・施設の適切な維持管理を図り、ライフサイクルコスト(LCC)を縮減することを目的に、建物本体や設備等に関する中長期的な修繕計画を策定するための基礎情報として利用するため。 ・施設の老朽化や劣化が進行する前の早期段階で予防的な対策(予防保全)を実施し、施設の長寿命化を図るための計画的かつ効率的な管理を継続的に行うため。	適切な維持管理を図るため、保全台帳の作成について、作成時期を含めて検討することとする。
227	指摘7	新潟県立 鳥屋野潟 公園スケ ートパー ク (AIRMAN スケート パーク)	職 員 を 対 象とした情 報 管 理 教 育 及 び 情 報 管 理 体 制 の 点 検 の 実 施 に つ いて	事業計画書には、情報漏洩に対する職員教育の強化や情報漏洩対策などが記載されているが、指定管理者は、情報漏洩に対する訓練や研修、及び情報セキュリティ体制に関するセルフチェック等を定期的には実施していない状況である。 職員の情報リテラシーや情報セキュリティに関する意識の維持・向上を図り、合わせて組織として適切かつ十分な情報保護環境を確保するため、少なくとも1年に1回程度は、情報管理に関する教育研修や情報管	情報管理・情報漏洩対策に関する研修を行うほか、情報管理体制の適切な運営を確保するため、年1回、情報管理に関する運用状況について本部による点検を実施することとした。

				理体制の点検を実施する機会を設けることを検討されたい。	
247	意見110	新潟県立自然科学館	過去の意見に対する措置について	過年度の意見に関し、改善措置の報告において改善済みとしていたものの中に、今回の監査においても意見として取り上げられているものが以下の1項目ある。 間接費の積算根拠について（自然科学館） 過年度の意見に関し、改善措置として「平成24年度以降は間接費の積算根拠を明確にするよう、指定管理者に対して指導済み。」とのことであったが、今回の監査においても、間接費のうち一般管理費については、積算ではなく、予算の金額を指定管理者として参画している共同事業者の負担率で按分しているのみであることが確認された。記載された意見に沿うよう改善措置をする必要があるが、口頭での指導にとどまっております。一般管理費については積算による積み上げの金額であることを確認しないままとなっていた。一般管理費についても積算による積み上げの金額となるよう指導するとともに、実際の計上金額についても積算に基づく金額となっているかについて、責任をもって確認すべきである。 上記項目については、今回の監査においても、意見として記載しており、改善措置を講ずることになる。改善措置については、確実な実施が求められることから、県としても改善措置の確実な実施を推進するとともに、確実に改善措置が講じられたかについての確認を怠らないよう、留意すべきである。	一般管理費については、次期指定管理者の募集要項等において、実際に自然科学館の管理運営に要する経費を適切に反映するよう明記するとともに、提案書に他事業との区分及び配賦方法が分かる積算根拠の記載を求めることとした。また、当提案書は外部有識者で構成する審査委員会において収支積算の妥当性も含め審査し、今後は、この審査内容を元に、積算方法や収支計画書と収支報告書の乖離について確認することとした。